

2. 海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援

2-1 ベトナム技術協力

2-1-1 調査の概要

ベトナムへの技術協力は、平成 29 年度より本事業の一環でベトナムのグリーン公共調達(Green Public Procurement: GPP)及び同国のタイプ I 環境ラベル「ベトナム・グリーンラベル(Vietnam Green Label: VGL)」を所管するベトナム天然資源環境省(Ministry of Natural Resource and Environment: MONRE)に向けて実施してきた。ベトナムは、1990 年代より経済成長が進み、日系事業者の進出が加速してきた。ASEAN 地域では、インドネシア、タイに次ぎ、多くの日系事業者が拠点を設けている(外務省「海外在留邦人数調査統計 平成 29 年」より)など、日本の製品及び技術の国際展開の促進に向けて重要な市場の一つである。MONRE とは、本事業の一環で毎年開催している国際セミナーの講師として招待したほか、世界エコラベリング・ネットワーク(Global Ecolabelling Network; GEN)の活動等を通して、関係を構築してきた。MONRE からは、日本が有する GPP とタイプ I 環境ラベル「エコマーク」制度の実効性に高い関心が示され、技術協力を希望する声が挙がった。そこで、MONRE と協議を重ねつつ、ベトナム現地にて現地事業者等を対象とした VGL セミナーの開催のほか、日本の優れた環境技術や GPP 制度、実施機関の優良事例等を学ぶ機会として MONRE 職員に対する訪日研修を実施するなど、ベトナムにおける両制度のボトムアップに向けた能力開発に努めてきた。さらに平成 31 年度は、VGL ホテル・レストラン基準草案の策定支援に取り組み、複数の現地事業者や MONRE とのヒアリング、セミナー方式での事業者との意見交換会の実施を通して、基準内容をベトナムの実情に合うよう調整を行った後、2020 年 1 月に MONRE に基準草案を提出した。昨年度は、VGL ホテル・レストラン基準の策定動向や両制度の実際の運用状況を確認するとともに、2020 年に制定された新しい環境保護法を背景とした翌年度以降の技術協力の方向性について、MONRE の希望を把握することに重点を置いたフォローアップを行った。

今年度は当初、昨年度のオンライン会議にて合意した通り、ベトナム側から提出される技術協力の要望案をもとに取組を進めていく予定であったが、MONRE の担当部局も長期化したコロナウイルス感染症の対策業務の影響を受けて、技術協力を割く人員を確保することが難しくなり、活動がペンディングとなっていた。そこで、今年度はオンライン会議を改めて開催し、ベトナム側の両制度に関する最新動向を把握するとともに、次年度での技術協力再開に向けた可能性を探る機会とした。

2-1-2 ベトナムの概要

1) 基礎データ

ベトナムは、インドシナ半島の東部に位置し、チュオンソン山脈に沿って南北に細長く伸びる社会主義共和国である。北に政治の中心である首都ハノイ、南に経済の中心であるホーチミンがあり、約9,762万人の人口を抱える。ベトナム北部は亜熱帯性気候で四季があり、南部は熱帯モンスーン気候で乾季と雨季に分かれるなど、南北で特徴が異なっている。1995年にASEAN、2007年にはWTO(世界貿易機関)に加盟し、安定的に経済成長を遂げている。



2021年の経済成長率は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年より0.3%低い2.6%となり、過去10年と比較すると低水準の伸びとなったものの、その他のASEAN諸国と比べると直近2年の落ち込みは軽微である。2021年11月に行われたベトナム国会では、2022年の目標GDP経済成長率を約6~6.5%と設定しており、新型コロナウイルス感染症の終息後も、安定的な経済成長が期待される。日本との関係では、ベトナムの輸出入相手国として日本は輸出・輸入ともに第3位に位置するなど、両国間の経済的なつながりは強い。日本の主な輸出品目は、電気機器、一般機器、鉄鋼などで、主な輸入品目は電気機器、衣服・同付属品、一般機械などとなっている。さらに、1992年11月の経済協力の再開以降、日本はベトナムにとって最大の援助国となっている。

表2-1-1. ベトナム基礎データ

国名	ベトナム社会主義共和国	首都	ハノイ
面積	32万9,241平方キロメートル	人口	約9,762万人
ASEAN加盟年	1995年	言語	ベトナム語
GDP	約3,406億米ドル(2020年)	経済成長率	2.91%(2020年)
経済概況	<p>(1) 1989年頃よりドイモイの成果が上がり始め、アジア経済危機の影響から一時成長が鈍化した時期があったものの、1990年代及び2000年代は高成長を遂げ、2010年に(低位)中所得国となった。</p> <p>(2) 2011年以降、マクロ経済安定化への取組に伴い一時成長が鈍化した。過去数年はASEAN域内でもトップクラスの成長率を達成(2015年6.68%、2016年6.21%、2017年6.81%、2018年7.08%)。特に、数多くの自由貿易協定(FTA)の発効(2019年4月時点で12のFTAが発効済)、ODAを活用したインフラ整備、低賃金の労働力を背景とした外資の製造業の誘致により、輸出主導型の経済成長を続けてきた。</p>		

出典：外務省・ベトナム社会主義共和国基礎データ(令和3年4月16日現在)(令和4年3月4日最終閲覧)

2) ベトナムの法体系

独立行政法人国際協力機構(JICA)「法規範文書発行法(2015年法)」によると、主なベトナムの法形式と決定機関は以下の通りである。

表 2-1-2. ベトナムの法形式と決定機関など

決定機関	法規文書(英語訳)	ベトナム語表記	法令記号
国会	法律(law)	bộ luật, luật	なし *QH は国会を意味
	議決(resolution) *決議とも訳される	nghị quyết	NQ
国会常務委員会	法令(ordinance)	pháp lệnh	PL
	議決(resolution) *決議とも訳される	nghị quyết	NQ
国家主席	令(order)	lệnh	L
	決定(decision)	quyết định	QD
政府	議定(decree) *日本での政令に該当	nghị định	ND
	合同議決(joint resolution)	nghị quyết liên tịch	—
首相	決定(decision)	quyết định	QD
大臣・政府機関の長	通達(circular)	thông tư	TT

出典：独立行政法人国際協力機構(JICA)「法規範文書発行法(2015年法¹)」平成27年9月1日付け日本語仮訳版(令和4年1月27日最終閲覧)を基に作成(一部抜粋)

ベトナムの法体系は、日本の公的機関や民間部門から多くの調査資料が公開されているが、多くの調査では他のASEAN諸国と同様に、ベトナムでは多数の法規範文書が公布されているものの、法令間の重複や齟齬が散見され、整合性及び実効性の検定が十分ではない、関係機関との調整が不足している、確実な施行のための仕組みが未整備であるなど、数多くの指摘がなされている。また、上位法令は下位法令に常に優先するなど法令の階層構造の理解についても、日本と比較すると希薄な傾向があると指摘する調査もあった。これらの指摘があっただけでなく、2007年1月にWTOへの正式加盟(加盟申請は1995年)に合わせて法整備を進め、法規範文書の権限の明確化を目的に1996年に「法規規範文書発行法」が制定された。2008年及び2015年には改定が行われ、表2-1-2.の通り整理された。なお、ベトナムにおける環境基本法は、2020年に改定された「環境保護法(No. 72/2020 / QH14)」である。

¹ <https://www.moj.go.jp/content/001157590.pdf>

3) ベトナム・グリーンラベル

(1) ベトナム・グリーンラベルの概要

ベトナムのタイプ I 環境ラベル「ベトナム・グリーンラベル(VGL)」は MONRE が所管している。VGL 制度は、2009 年の「決定(Decision) No. 253/QD-BTNMT²」によりその立ち上げが承認され、2013 年 12 月の「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT³」の発布により、運用・認証手続き等が確立された。その後、2014 年 1 月に発布された「決定(Decision) No. 154/QD-BTNMT⁴」にて 14 基準が制定・改定され、2017 年 11 月発布の



ベトナム・グリーンラベル

「決定(Decision) No. 2186/QD-BTNMT⁵」にて 3 基準が制定された。また、基準の制定・改定を示すこの 2 つの決定文書には、ベトナム国内事業者及びベトナムへの輸出事業者(海外事業者)に対する、VGL 申請に係る一般的な事項(環境法規等の順守等)を定めているほか、海外事業者に対しては IAF(国際認定フォーラム)もしくは PAC(太平洋認定協力機構)(現アジア太平洋認定協力機構(APAC))の国際相互承認のメンバーであり、かつ ISO/IEC17021 認定を取得した認定機関により環境マネジメントシステム ISO14001 の認定を製造工場が取得していることを条件としている(もしくは同等の基準を満たす認定機関により ISO14001 の認定を受けた工場)。2022 年 2 月現在、17 基準が制定されている。MONRE ベトナム環境総局(Vietnam Environment Administration: VEA)を中心に、事務局運営が行われており、認定審査は MONRE が組織した評価委員会が行う。申請料及び年間使用料は無料となっており、申請から認証取得まで約 1 カ月を要する。

しかしながら、2020 年 11 月 17 日に国会で可決され、2022 年 1 月 1 日に施行した「改正環境保護法 No. 72/2020 / QH14⁶」によって、VGL は実質その活動がストップしていた。改正環境保護法に VGL に関する条項(第 145 条)が新しく追記され、当該項の詳細、つまり新しい VGL 制度の運用手続きが別途設定されることとなっており、2020 年 1 月 10 日にその新しい運用手続きの条項を含んだ「政令(Decree)No. 08/2022/ND-CP⁷」が公布されるまで、運用手続きを定めていた「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT」が失効していたからである。ただし、政令(Decree)No. 08/2022/ND-CP が制定されたものの、引き続き MONRE の VGL に関するウェブページは改修中となっており、基準内容等の詳細は確認することができない。ウェブページの早期改修完了が待たれる。また、同日には「通達(Circular) No. 02/2022 / TT-BTNMT⁸」も公布され、VGL 基準は製品・サービスのライフサイクル全体の考慮に基づいて策定されること、審査を担う評価委員会について、政令(Decree)No. 08/2022/ND-CP の内容を補足する形で詳述された。

² <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Decision-No-253-QD-BTNMT-on-approving-the-ecology-label-issuance-program-141614.aspx> (ベトナム語)

³ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Circular-No-41-2013-TT-BTNM-ecological-labels-for-environment-friendly-products-218340.aspx> (ベトナム語)

⁴ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Quy-dinh-154-QD-BTNMT-2014-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-Viet-Nam-Bo-Tai-nguyen-Moi-z-truong-248895.aspx> (ベトナム語)

⁵ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Quy-dinh-2186-QD-BTNMT-2017-cong-bo-tieu-chi-Nhan-xanh-moi-truong-Viet-Nam-362251.aspx> (ベトナム語)

⁶ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Luat-so-72-2020-QH14-Bao-ve-moi-truong-2020-431147.aspx> (ベトナム語)

⁷ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Nghi-dinh-08-2022-ND-CP-huong-dan-Luat-Bao-ve-moi-truong-479457.aspx> (ベトナム語)

⁸ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Thong-tu-02-2022-TT-BTNMT-huong-dan-Luat-Bao-ve-moi-truong-500694.aspx> (ベトナム語)

環境保護法「No. 72/2020 / QH14」 - 第 145 条 環境に優しい製品とサービス(ベトナム・グリーンラベル)

決定「No. 253/QD-BTNMT」 - ベトナム・グリーンラベル制度立ち上げの承認

通達「No. 41/2013/TT-BTNMT」
- 運用・認証手続き等の規定 <失効>

実質的な
差し替え

政令「No. 08/2022/ND-CP」 - 運用・認証
手続き等の規定(第 145 条~第 150 条)

通達「No. 02/2022 / TT-BTNMT」 - VGL
基準・評価委員会の規定(第 77 条、第 78 条)

決定「No. 154/QD-BTNMT」 ※決定 2322/QD-BTNMT 及び決定 223/QD-BTNMT を置き換え

NXVN 01:2014	衣類用洗剤	NXVN 02:2014	蛍光灯
NXVN 03:2014	生分解性プラスチックバッグ	NXVN 04:2014	食品包装用合成紙パッケージ
NXVN 05:2014	建設用セラミックタイル	NXVN 06:2014	バッテリー
NXVN 07:2014	オフィス用紙	NXVN 08:2014	ヘアケア製品
NXVN 09:2014	せっけん	NXVN 10:2014	食器用洗剤
NXVN 11:2014	建築用コーティング製品	NXVN 12:2014	ノートパソコン
NXVN 13:2014	トナーカートリッジ	NXVN 14:2014	プリンタ

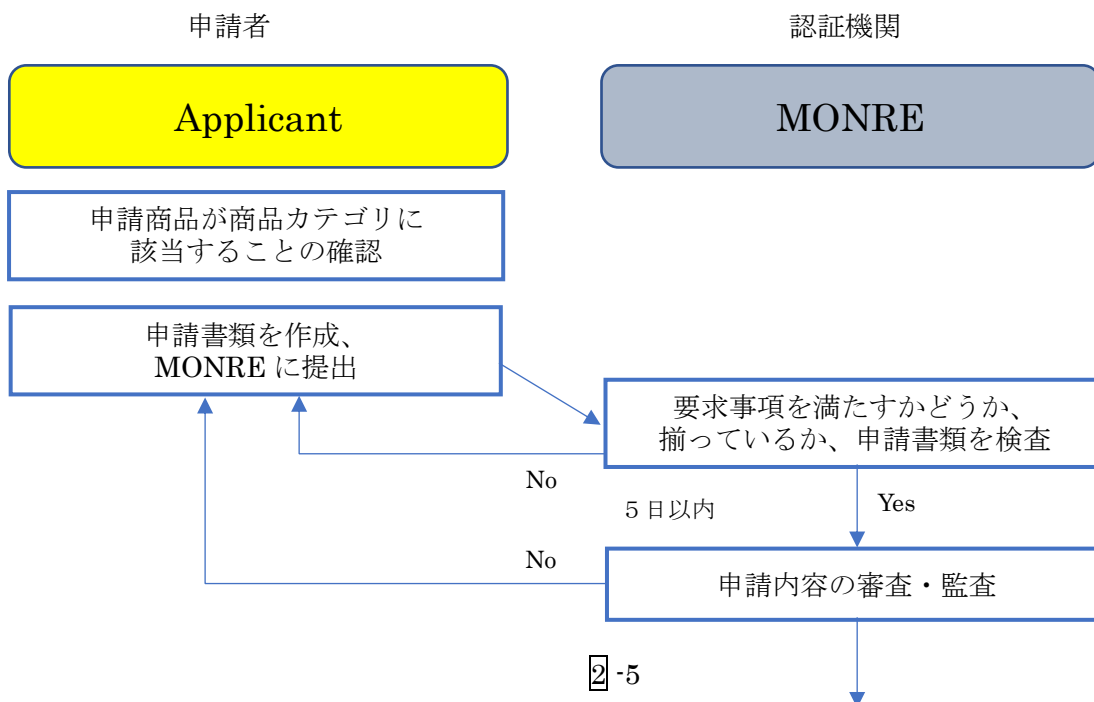
決定「No. 2186/QD-BTNMT」 - 新基準の制定

NXVN 15:2017	電池	NXVN 16:2017	複写機
NXVN 17:2017	LED 及び LED モジュール		

図 2-1-1. ベトナム・グリーンラベルの法体系と基準

(2) 認証プロセス

VGL の製品認証プロセスは以下の通りである。



30 日以内

Yes

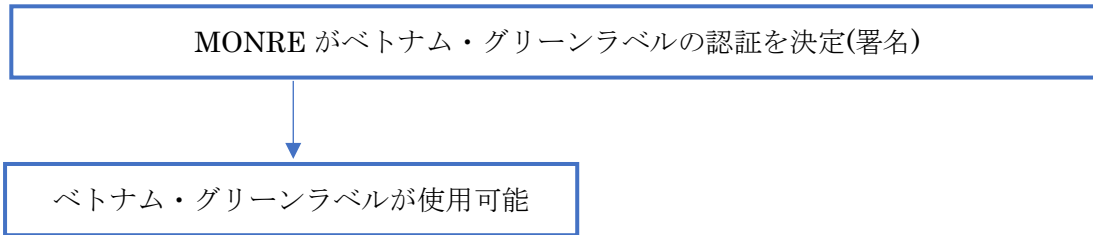


図 2-1-2. ベトナム・グリーンラベル認証プロセス

(3) 申請手続きの詳細

審査は MONRE が設置する評価委員会が行い、実施された現地監査の結果も参考に評価が行われる。評価委員会には、必要に応じて専門家を招聘し、VGL 基準の適合性の評価を行う。認証の決定は MONRE が行い、評価結果が VGL 基準に適合しないと判断された場合、MONRE は不適合の理由を書面で通知する。

なお、VGL の貼付は任意である。

①認証基準

最初のステップとして、申請検討商品に関する認証基準が存在するかどうかを確認する必要がある。なお、2022 年 3 月現在、VGL の Web サイトはリニューアル中であり、認証基準書の閲覧やダウンロードができない。

②申請書

VGL の認証登録申請に必要な書類は下記の通りである。申請に当たっては法令順守が求められる。

1. 「政令(Decree)No. 08/2022 / ND-CP」 付属書 32 に定められた様式に従った申請書：1 通
2. 同政令付属書 33 に定められた様式に従った書類：1 通
3. MONRE が有効な申請書類を受領した日から 6 カ月以内に同政令の要件を満たす試験機関から発行された有効な試験結果
4. 製品の仕様を説明する書類：1 通
5. 製品の意匠を示す写真または図面：1 枚(21cm×29cm)

「政令(Decree)No. 08/2022 / ND-CP」 付属書 32、33 は、以下の Web ページからダウンロードできる(ベトナム語)。

http://vea.gov.vn/Vn%20bn%20quy%20phm%20php%20lut/08.2022.N%C4%90-CP_f.pdf?csf=1&e=EHbfRB

【申請書の提出先】

No. 10, Tôn Thất Thuyết Street,
Nam Từ Liêm District, Ha Noi, Viet Nam
E-mail : admin@vea.gov.vn
電話: (84-4)39424581
Fax: (84-4)38223189

③製品試験機関

製品試験は、2022年1月に公布された「環境保護法の施行細則の政令(Decree)No. 08/2022/ND-CP」第149条にある以下の要件を満たす試験機関による実施が求められている。

- ✓ MONRE より認定された機関及び組織
- ✓ 科学技術法に準拠し、認定された適合性評価機関
- ✓ 国内及び外国の試験機関は、国際認定フォーラム(IAF)国際試験所認定協力機構(ILAC)もしくはアジア太平洋認定協力機構(APAC)の相互承認のメンバーである試験機関によって ISO/IEC17025 で認定された試験所であることが要求される。

④認証審査

認証審査は MONRE が組織した評価委員会が行い、MONRE が認証決定書に署名する。認証までの期間は、必要な書類がすべて提出されている場合で 30 日以内に認証決定書が通知される。また、認証申請書は、書類の受領日から 6 カ月有効である。認証の有効期間は認証決定書発行日より 3 年間である。

⑤認証製品・サービスの追加・変更

VGL 認定製品・サービスの認証に関する内容に変更がある場合は、変更に関する内容をまとめた文書を MONRE に送付する。内容が充足している場合、15 日以内に MONRE は内容を決定する。

⑥認証期間の更新(再審査)

3 年間の認証期間以降の継続を希望する事業者は、有効期限 3 カ月前までに再認証に係る必要書類を提出する。再認証の登録手順・手続きは VGL の初回申請と同様である。

(4) 料金

審査費用、認証製品の検査やランダム試験に係る費用は、国の環境事業予算から支出されるため、事業者には費用はかからない。

なお、製品サンプルの試験費用や VGL の認証登録申請書類等の作成費用は全て申請者の負担となる。

4) ベトナムグリーン公共調達(GPP)制度

(1) ベトナムの公共調達制度

現在、日本の会計法に相当する公共調達制度の一般的な規則を定めたベトナムの法律は、「入札法 No. 43/2013/QH13⁹」である。この入札法では、調達時における環境面の考慮、つまり GPP の取組については規定されていないが、2013 年の改正によって価格中心の入札評価基準からライフサイクルコストが考慮されるようになった。一方、ベトナムも加盟している 2018 年 12 月 30 日に発行された「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CRTPP もしくは TPP)」の第 15 章(政府調達)12 条の技術仕様の 6 項にて、「天然資源の保全又は環境の保護を促進するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することを妨げることを意図するものではない」と規定されており、本 CRTPP の適用範囲に条件があるものの、入札法等への一般的な規則を定めた法規範文書への反映が期待される。なお、この CRTPP をベトナムに反映させるため、2020 年 8 月 24 日に「パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に関する調達の実施指示に関する政令(No. 95/2020/ND-CP)¹⁰」、2020 年 11 月 27 日に「パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の対象となる入札パッケージのための文書の作成についての詳細規定に関する計画投資大臣通達(No. 09/2020/TT-BKHDT)¹¹」が公布されている。

また、ベトナムの電子調達はベトナム計画投資省(Ministry of Planning and Investment: MPI)がシステム¹²を運営している。調査した限り、後述にあるベトナム・グリーンラベルを要件とする入札案件は確認できていない。

(2) ベトナムのグリーン公共調達(GPP)制度

表 2-1-3. ベトナム GPP 状況

GPP 規定法規	<ul style="list-style-type: none"> 環境保護法(No. 72/2020/QH14) 環境保護法の施行細則の政令(No. 08/2022/ND-CP) 		
所管官庁	ベトナム天然資源環境省(MONRE) ベトナム財務省(MOF) ベトナム計画投資省(MPI)	GPP 義務・推奨	推奨
対象品目の設定	なし	GPP 基準	なし
環境ラベルの活用	活用あり	活用環境ラベル名	ベトナム・グリーンラベル
WTO 加盟	加盟(2007 年)	WTO GPA	オブザーバー国

⁹ <http://www2.hcmiu.edu.vn/Portals/1/Docs/vanbanphapluat/english/43-2013-QH13%20Luat%20Dau%20thau.pdf>

¹⁰ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Dau-tu/Nghi-dinh-95-2020-ND-CP-thuc-hien-dau-thau-mua-sam-theo-Hiep-dinh-Doi-tac-xuyen-Thai-Binh-Duong-451113.aspx> (ベトナム語)

¹¹ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Dau-tu/Thong-tu-09-2020-TT-BKHDT-lap-ho-so-moi-thau-mua-sam-hang-hoa-doi-voi-goi-thau-Hiep-dinh-CPTPP-458453.aspx> (ベトナム語)

¹² <http://muasamcong.mpi.gov.vn/trang-chu> (ベトナム語)

ベトナムにおける GPP は、日本のグリーン購入法のような GPP に特化した法律は制定されていないものの、ベトナムの環境政策の基本法に当たる環境保護法や国家戦略等にその記述がある。最初に GPP に関する記述が登場するのは、2012 年に発布された「首相決定(Prime Minister's Decision)『国家グリーン成長戦略の承認』No. 1393/QĐ-TTg¹³」である。公共支出のグリーン化を規定する法規を制定するための調査や、リサイクル可能な製品や環境ラベル認証製品の使用や調達を優先的に行うことを要求しているほか、環境配慮型製品の市場拡大のための環境ラベルの普及啓発についても触れられている。

過年度までの本業務において MONRE 担当者にヒアリングしたところ、GPP の実効性が低い要因の一つが GPP に関する考え方の整理や定義であると指摘されていたが、2020 年に 6 年ぶりに改正された「環境保護法(No. 72/2020/QH14)」によって、ベトナムにおける GPP の考え方が明確化された。改正環境保護法では「グリーン調達とはベトナムエコラベルの認証を受けた、または法規によって認められた製品やサービスを調達することである」と定義したほか、「国家予算を使用する投資プロジェクト及び事業／業務においては、グリーン調達の実施を優先すること」と中央政府機関の GPP への取組が求められることとなった。この GPP 制度の枠組みは、2014 年に改正された環境保護法とその実施規則にあたる 2015 年公布「環境保護法実施ガイドに係る通達(Decree) No. 19/2015/ND-CP¹⁴」にて構成された枠組み(図 2-1-3.)とほぼ同じであり、環境関連法の上位法にあたる環境保護法にまとめられたことで、ベトナム GPP の実効性が高まることが期待される。さらに、2022 年 1 月 10 日に環境保護法の施行細則である「政令(Decree)No. 08/2022/ND-CP」が公布され、VGL 認定製品・サービスを優先的に調達すること、ベトナム計画投資省(Ministry of Planning and Investment: MPI)や財務省(Ministry of Finance: MOF)がグリーン調達の実施に関する規則を公布、もしくは管轄当局に提出することが明記された。ベトナムの公共調達を所管しているのはベトナム財務省であり、同省が GPP に関する規則を公布もしくは主導することで、ベトナムの GPP への取組が加速することが期待される。

一方、まだまだ課題も多く、実効性を高めるためには、改正環境保護法に基づく GPP に関するより包括的かつ効果的な政策枠組みを定める実施規則やガイドラインの策定が求められる。改正環境保護法やその施行細則では、GPP の基本方針が示されただけであり、より詳細な枠組みの構築をはじめ、具体的な取組内容や各機関の役割の整理のほか、ロードマップやアクションプランの作成、産業界との調整、調達担当者へのキャパシティビルディングの実施など課題は山積みと言える。特に、調達する環境配慮型製品の市場への供給不足については、ベトナムの状況と近いその他の ASEAN 諸国も GPP の実効性を妨げる要因の一つとして指摘しており、VGL の認証を取得した製品の調達が求められる制度設計を踏まえると、VGL 認定製品の拡充とアクセス性の向上もベトナム GPP 成功の大きなカギとなる。

¹³ <https://thuvienphapluat.vn/archive/Quyet-dinh-1393-QD-TTg-nam-2012-phe-duyet-Chien-luoc-quoc-gia-tang-truong-xanh-vb148498.aspx>
(ベトナム語)

¹⁴ https://binhdinh.eregulations.org/media/19_2015_ND-CP_268680.pdf

環境保護法(No.55/2014/QH13)(2014年改正)

第44条

- 1項:「機関、組織、世帯あるいは個人は、Eco-Friendly products and servicesの生産と消費に努めること」
- 2項:「国の予算を使用する機関の長は、法律の規定に従って環境ラベルの認証を受けた Eco-Friendly products and services を優先的に使用する責任を負う」

環境保護法実施ガイドに係る政令(Decree No.19/2015/ND-CP)(2015年)

第47条

- 1項:「国の予算を使用する機関の長は、この通達の AppendixIIIの12項及び13項に規定している製品を調達することについて高い優先度を設定する責任を有する」
- 2項:「機関や個人は、天然資源環境省が作成したガイドラインに基づいた environmentally friendly products を優先的に購入しなければならない」

Appendix III

- ✓ 12項: 天然資源環境省からベトナム・グリーンラベル認証を受けた環境配慮型製品、もしくはリサイクルや廃棄物を使用し、国の認定試験所より認定を受けた製品

改正環境保護法に集約

環境保護法(No. 72/2020/QH14) (2020年可決、2022年1月施行)

第146条

- 1.グリーン調達とは、ベトナムエコラベルの認証を受けた、または法規によって認められた環境に配慮した製品やサービスの調達を意味する
- 2.法律の規定に従い、国家予算を使用する投資プロジェクト及び事業/業務においては、グリーン調達の実施を優先する

環境保護法の施行細則の政令(Decree No. 08/2022/ND-CP) (2022年)

第136条

- 1.政府の規定に基づき、国の予算を財源とする調達や投資プロジェクト等では、ベトナムエコラベル認定製品・サービスを優先的に使用する
- 2.公共調達の入札資料や仕様を作成する場合、ベトナムエコラベル認定製品・サービスの使用を盛り込む
- 3.ベトナムエコラベル認定製品・サービスの調達と使用を国内外の機関や個人に推奨する
- 4.計画投資省は、プロジェクト実施のための入札において環境配慮型製品・サービスの優先順位付け、及びベトナムエコラベル認定製品・サービスを使用する請負者及び投資家の義務に関する規則を公布、もしくは管轄当局に提出する
- 5.財務省は、国の予算を財源とするプロジェクトや事業においてグリーン調達の実施に関する規則を公布、もしくは管轄当局に提出する

図2-1-3. 改正前後の環境保護法におけるベトナム GPP の法的枠組み

しかし、公共調達の一般的な規則を定めている「調達法 No. 43/2013/QH13¹⁵」では、調達時における環境面の考慮、つまり GPP の取組については規定されておらず、VGL を活用した GPP の促進を定めた環境保護法との整合が取れていないことが、ベトナム国内での GPP の実施が進んでいない大きな理由の一つであると MONRE 政策担当者は分析していた。具体的には、公共調達には評価基準が設定されているが、その評価基準に経験と能力、品質や性能などの技術的な基準が設定されているものの、現在のところ環境配慮を考慮する基準が含まれていないためである。今後、環境保護法が改正されたことを受けて、調達法との整合についても、検討されていくことが望まれる。

5) ベトナム GPP 及びベトナム・グリーンラベル制度のまとめ

2020 年の改正環境保護法にグリーン調達及び VGL の条項が明記されたことで、それぞれ改正環境保護法を法的根拠とする法的枠組みが構築されることとなった。また、前項の通り、2022 年 1 月 10 日に「環境保護法の施行細則の政令 No. 08/2022/ND-CP」が公布され、グリーン調達及び VGL に関するより具体的な条項が盛り込まれ、今後より詳細な実施規則等の公布によって制度が形作られていくと期待される。ベトナム GPP 及び VGL 制度の概要を表 2-1-4. にて示す。

表 2-1-4. ベトナム GPP 及びベトナム・グリーンラベル制度の概要

	GPP	ベトナム・グリーンラベル(VGL)
根拠法令	環境保護法「No. 72/2020/QH14」(2020 年)	
	- グリーン調達(第 146 条)	- 環境にやさしい製品とサービス(第 145 条)
関連法規	政令「No. 08/2022 / ND-CP」(2022 年)	
	- 国の予算を使用したプロジェクト・業務におけるグリーン調達(第 136 条)	- 運用・認証手続き(第 145 条~第 150 条)
		<ul style="list-style-type: none"> • 決定「No. 253/QD-BTNMT」(2009 年)- VGL 制度立ち上げの承認 • 通達「No. 02/2022 / TT-BTNMT」(2022 年)- VGL 評価委員会、結果通知等の書式(第 77 条、第 78 条) • 決定「No. 154/QD-BTNMT」(2014 年)- 17 基準の制定 • 決定「No. 2186/QD-BTNMT」(2017 年)- 3 基準の制定
制定年	2014 年改正 (環境保護法)	2009 年 (決定「No. 253/QD-BTNMT」)
所管	ベトナム天然資源環境省(MONRE) - ベトナム財務省(MOF) - ベトナム計画投資省(MPI)	ベトナム天然資源環境省(MONRE)
対象	公的機関は GPP に取り組むことが求められているが、調達法との整合がとれていないため、実質的に自主的取組となっている	主として一般消費者

¹⁵ <http://www2.hcmiu.edu.vn/Portals/1/Docs/vanbanphapluat/english/43-2013-QH13%20Luat%20Dau%20thau.pdf>

分野(基準数)	GPP = ベトナム・グリーンラベル	17 基準(2022 年 2 月現在) ※認証商品数：53
特徴	公的機関が GPP に取り組む場合、ベトナム・グリーンラベル認証製品の調達が求められる	申請料及び年間使用料が無料 取得に要する期間：約 1 カ月 認証期間：3 年

2-1-3 オンライン会議

1) MONRE とのオンライン会議

[日時]	2021年12月17日(金) 16:00～17:40 (14:00～15:40 ※ベトナム時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none">• Mr. Nguyen Hoang Duc (Department of Environmental Quality Management, Vietnam Environment Administration (VEA), Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE))• Ms. Tran Thi Hien Hanh (Department of Environmental Quality Management, VEA, MONRE)• Mr. Tran Duy Khanh (Department of Environmental Quality Management, VEA, MONRE)• Dinh Phuong Quynh (Department of Environmental Quality Management, VEA, MONRE) <hr/> <ul style="list-style-type: none">• 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 田中 裕涼• 同 環境専門調査員 吉見 光明• 同 環境専門調査員 二宮 弘道• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志• 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
言語	日-ベトナム逐次通訳

(1) 協議概要

平成31年度(令和元年)までに環境省受託業務「環境配慮型製品の国際展開に係る調査検討業務」の一環にてグリーン公共調達(GPP)とベトナム・グリーンラベル(VGL)制度を所管するベトナム天然資源環境省(MONRE)に対して技術支援を行ってきた。技術支援では MONRE の要望を受けて、GPP 及び VGL 制度に関するキャパシティビルディングとして知見共有の実施や担当者を日本に招いた研修のほか、VGL のホテル・レストラン基準の草案作成を行った。令和2年度は、過年度までの技術協力のフォローアップを目的に、日ベトナム会議を開催し、技術協力後の両制度の最新動向と翌年度以降の支援の希望有無について協議したものの、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けたベトナム側の事情により活動は保留となっていた。そこで、改めてベトナム側の状況と技術協力の希望有無を改めて確認するため、打ち合わせを行った。

(2) 協議内容

①ベトナム・グリーンラベル(VGL)、ホテル・レストラン基準、改正環境保護法等の動向

MONRE の Ms. Tran Thi Hien Hanh より、VGL 制度やホテル・レストラン基準、改正環境保護法関連の動向について説明がなされた。

- ホテル及びレストランのグリーンラベル基準は、2019年から2020年にかけて日本の支援を受けて草案を作成したものの、まだベトナムの実情に合わせた基準内容の調整が行えて

いないため、制定に至っていない。今後は、専門家による実地調査を経て、特に定量基準において適切な数値基準を設定するなど調整し、環境保護法の改正に伴う諸規則の制定準備とともに完成させていきたい。

- 2020年11月にベトナムの環境保護法が改正され、2022年1月1日の施行に向けてVEAが関係部署・機関とどのように実施していくか調整しながら準備を進めているところである。
- グリーンラベルについては、改正環境保護法にグリーンラベルの手続きなどが細かく定められており、実施に向けて準備しているところである。会議前に送付した通達案にその具体的な手続きが記されている。
- この通達案には、主に4つのポイントがある。一つ目は、評価側の権限や義務について定めている。二つ目は申請側の責任と義務、三つ目は申請書類等の明確化、四つ目は海外機関との相互認証の仕組みについても定めている。
- この通達案は2022年の第一四半期の公布を目指して、ベトナムの司法省や関係各所にて審査してもらっているところである。
- この草案の制定に向けて、以前の2014年環境保護法を基にした諸規則を見直し、新しい環境保護法の内容に適用させるよう修正している。
- 2022年の第一四半期の公布をもって、グリーンラベルを取得したい事業者が申請できるよう段取りを進めている。
- グリーンラベルの基準は現在17基準あり、策定中のホテル・レストラン基準だけでなく、将来的にはより多くのサービス分野をカバーできるようサービス分野の基準の策定を検討していきたい。
- 次の対象カテゴリとして、交通・輸送手段を検討している。最近のベトナム政府の動向として、2021年11月23日「2021～25年の大気環境の質管理に関する国家計画」を承認し、「首相決定(Decision) No. 1973/QĐ-TTg 号¹⁶」として公布された。この首相決定では、空気に優しい交通・輸送手段について規定しており、この首相決定に合わせてグリーンラベル基準を策定していきたいため、本分野の日本の経験とハウハウについて協力を依頼したい。
- この大気品質管理マネジメントの責任者が、DucさんとKhangさんになっているため、この二人を窓口として交通・輸送手段の基準策定についてやり取りしてもらいたい。
- グリーンラベルの課題は、取得のための費用が発生し、製品の価格が高くなってしまい、売れなくなってしまうことである。この点も、日本の経験から学びたいと考えている。
- 交通・輸送手段のグリーンラベル基準は、特にバイクや車などの一般的な交通手段が対象となっている。それだけでなく、全体的に環境に優しい交通手段を対象にするため、この先1～2年での策定を目指していきたい。ぜひ、エコマーク事務局からの協力を得られるとよい。

¹⁶ <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Quyet-dinh-1973-QĐ-TTg-2021-Ke-hoach-quoc-gia-ve-quan-ly-chat-luong-moi-truong-khi-495464.aspx> (ベトナム語)

<質疑応答>

日本) 交通・輸送手段の基準を策定したいという話があったが、モノを運ぶものか、旅客輸送のどちらか。

ベトナム) まずは貨物よりも人の輸送に注目していきたい。公共交通手段に注目している。

日本) 新しい環境保護法に合わせてグリーンラベル制度の手続き等に関する通達を準備しているということだが、現在はグリーンラベルの申請はできないということか。

ベトナム) その通りである。以前の環境保護法のもと策定された各種規則が失効している状態であり、現在、グリーンラベルの申請はできない。

日本) グリーンラベルのウェブサイトはいつオープンするか。

ベトナム) 目標は来年の第一四半期。グリーンラベルに関する情報は、以前から VEA のウェブサイトの一部としてやっていたが、内容が古く更新されていない。また、VEA の組織再編の可能性もある。通達が発行される来年の第一四半期に VEA の再編成が行われる可能性があるため、ウェブページの更新もそのタイミングが望ましいと考えている。

日本) 申請書類等について、ベトナム語以外に英語への翻訳は検討できないか。

ベトナム) 現状ではベトナム国内向けがほとんどであるため、まずはベトナム語優先である。グローバル企業への対応に向けて、また取組の国際社会への情報発信として、英語への翻訳は考えていきたいという思いはある。

ベトナム) ホテル・レストランの制定に向けた課題についてもう少し詳しく教えてほしい。

ベトナム) 日本側の技術協力では大枠を策定していただいたと考えている。認証実務において、各項目の適合判断や定量基準においてどの規格をもとに判断しなければならないなど、ベトナムの実情に合わせて調整していかないといけない。例えば、レストランの廃棄物基準では、ごみの種類や処理方法、どの参考規格に基づいて定量基準の基準値を設定するかなどを検討する。残念だったのは、コロナウイルス感染症の影響でロックダウンが行われ、ホテル・レストランへの研究調査ができなかったことである。ベトナムでは、ホテル・レストランは全部休業になり、特にこの 12 月は感染がピークで、GDP もマイナスである。

② 日本のグリーン公共調達制度、エコマーク制度の最新動向

エコマーク事務局からは、日本のグリーン公共調達制度及びエコマーク制度の最新トピックについて情報提供を行った。

<質疑応答>

ベトナム) エコマーク基準の申請審査について、エコマーク事務局と環境省の役割はどうなっているか。また、ベトナムの有効期限は 3 年で、継続する場合は再審査が必要となるが、エコマークの有効期限は何年か。

日本) エコマーク制度は環境省から独立した制度であるが、エコマークのいくつかの委員会に環境省の代表者が参加し、アドバイスや意見を貰っている。

ベトナム) 交通・輸送手段の基準はあるか。ある場合、可能であればその内容についても教えてほしい。

日本) エコマークにはないが、日本のグリーン購入法には判断の基準が設定されている。判断の基準の英語版を共有する。

ベトナム) ベトナムの方向性として、交通手段そのものとサービスを検討するとしており、例えば CO₂ を排出していない電気自動車を環境にやさしいものだと認識しているが、日本はどのように評価しているか。

日本) 交通手段の基準ではなく、サービスとして基準がある。輸配送ではエネルギー使用についてある程度抑えられているか、輸配送における環境保全の仕組みが整っていることなどの基準がある。

ベトナム) ベトナムでは、例えば、バス停からショッピングセンターまでの交通手段があり、それは排気ガスを排出していない。そういうものは評価対象になるか。

日本) モーダルシフトとして、車より電車や船舶をできるだけ使おうという考え方の基準はある。

ベトナム) ベトナムの今の考え方は、個人の交通手段よりも、公共交通手段を優先したい。石油・石炭よりも電気を使う交通手段を推進していきたい。日本も同様のポリシー等があれば共有してほしい。整備や工場のサービスについても評価していきたいので、日本の経験も参考にしたいので、あれば教えてほしい。

日本) 自動車タイヤの更生などの基準は、判断の基準にある。

日本) エコマークでは、自動車保険の基準で自動車の整備や修理について触れているので、併せて情報共有する。また、エコマークでは他国の交通手段の基準策定支援を実施したことがあるため、その経験は役に立つかもしれない。

③次年度以降の技術協力に向けて

エコマーク事務局の小林から、昨年度の日ベトナム会議の議事録の確認が行われ、次年度以降の技術協力の希望有無、具体的な協力内容について確認した。

ベトナム) コロナウイルス感染症の影響でホテル・レストランへの研究調査がこの約一年半の間進められていないので、可能であれば 2022 年に具体的な草案を出して、日本側に意見や支援を求めるメールを送りたい。どのように意見を求めるかも考えたい。

交通・輸送手段についても、基準の英語版を共有頂き、それを参考に草案を作成し、日本側にどういう指導をしてもらっても話をしていきたい。

日本) 技術協力について具体的な提案を期待する。コロナで見通しがつけにくいですが、できるだけ早く要望をもらい、日本側でも検討していきたい。

ベトナム) 日本側からの期待や励ましをいただき、感謝しており、我々も頑張っていきたい。今後、具体的な協力内容を検討して、支援をお願いしたい。議事録をもらったら、局長に報告したい。

(3) まとめ

- 日本側より交通・輸送手段に係るグリーン購入法の判断の基準の英語版、エコマーク自動車保険基準の英語版を送付する。
- 日本側が英語議事録を作成し、ベトナム側に送付し、双方で確認する。
- MONRE は、次年度以降の技術協力の内容をまとめ、日本側に連絡する。



オンライン会議の様子



会議の様子((公財)日本環境協会会議室)

2-1-4 今後の展開

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響が長期化したことで、昨年度の協議以降、ベトナム側の技術協力再開に向けた動きの停止が余儀なくされたことを受けて、今年度はベトナム側の最新動向と次年度に向けた技術協力の可能性と方向性を協議するため、2021年12月17日にMONREとオンライン会議を行った。MONRE担当者からは、2020年の改正環境保護法(2022年1月1日施行)の成立により、VGL制度の運用・認証手続きを定めた「通達(Circular) No. 41/2013/TT-BTNMT」が失効し、新法に基づいた新しい規則の準備を進めているとの情報共有があり、引き続きVGL制度の運用に関する技術支援を希望する意見があった。

改正環境保護法が2022年1月1日に施行となり、同月に2つの施行細則が公布された。これら

の施行細則によって VGL 制度の運用・認証手続きが再整備されたことで、次年度は VGL 制度の本格再開が期待される。VGL 制度運営を軌道に乗せるためにも、本格再開の初年度にスタートダッシュを図ることが重要である。特に、VGL 認定製品・サービスの調達が求められる GPP 制度の実効性を高めるためにも、VGL 制度の普及如何が両制度の浮沈を握るといっても過言ではない。しかし、2018 年度に MONRE 内で組織の再編成が行われたことで所管部署に VGL 制度運営の知見が蓄積されておらず、実務経験の不足が懸念されており、今年度のオンライン会議の場においても MONRE の担当者からは、特に日本が草案策定を行ったホテル・レストラン基準の認証実務に関する知見の共有を希望する声が挙がるなど、引き続き技術協力への要望が寄せられた。

一方、GPP 制度は VGL 制度と同じく改正環境保護法を法的根拠とし、2022 年 1 月の施行細則の公布で基本的枠組みと施策実行に向けたアプローチの方向性が固まりつつある。しかし、具体的な実施枠組や手順の構築のほか、行動計画の作成、そして公共調達的一般規則を定めている調達法との整合など、取り組むべき課題も多い。さらには、これらハード面の整備だけでなく、GPP の対象となる VGL 認定製品・サービスの拡充に加え、実務担当者や産業界へのキャパシティビルディング、普及活動の実施などソフト面の充実が求められる。

以上のことから、ベトナムにおける GPP 及び VGL 制度の発展と定着において、次年度が制度形成期として重要な局面となる。また、日本の環境配慮型製品の国際展開に向けた制度の調和化の観点からも、ベトナムの制度に与える影響も大きいこの局面で継続的な支援を実施していくことは、非常に有益であるとともに、技術支援としての意義も大きい。次年度は、MONRE が要望する技術協力案の提出に合わせて迅速な取組が行えるよう、MONRE と定期的な意見交換を取りながら、支援メニューの具体化と準備を行い、具体的な活動開始に繋げていくことが期待される。

2-2 インドネシア技術協力

2-2-1 調査の概要

前年度、グリーン公共調達(Green Public Procurement: GPP)及び環境ラベルの基準や仕組みの調和化を、東南アジア諸国連合(Association of South East Asian Nations: ASEAN)地域レベルのアプローチに昇華することを目指し、経済発展が著しくかつ日本企業の進出数も ASEAN 地域では2位¹⁷と日本との経済緊密化が進むインドネシアに向けて、制度運営支援や日本の知見共有等の支援の可能性を探った。インドネシアは、2000年代に当協会も参加した独立行政法人国際協力機構(JICA)の技術支援のもと、同国初のタイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル」を立ち上げ、2006年11月にはタイプ I 環境ラベルの国際ネットワーク組織である「世界エコラベリング・ネットワーク(Global Ecolabelling Network: GEN)」に加盟した。しかし、GEN やその他の国際会議等の活動を通じて、MOEF 担当者と意見交換を続けるなか、インドネシア・エコラベルの認定数は伸び悩み、実効性の向上に課題を抱えていることが分かった。一方、GPP 制度については様々な法規範文書の公布を経て、2019年の「環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019年第5号)」及び2020年の「政府の持続可能な製品や役務の調達におけるグリーン製品の決定に関する国家調達庁長官通達(2020年第16号)」をベースに動き始めたばかりであるものの、制度の本格始動直後で多くの課題を抱えるその他の国と同様に、調達担当者や産業界における認知度の向上、キャパシティビルディングの実施等の課題を抱えている。そのため、MOEF 担当者からは、同分野の先進国からの技術支援を希望する声が挙がっていた。そこで、令和2年度にはインドネシア環境林業省(Ministry of Environment and Forestry: MOEF)及び国家調達庁(LKPP、英語名: National Public Procurement Agency: NPPA)と2回のオンラインによる協議を開催し、GPP 及び環境ラベル制度の技術支援を実施する方針、及び具体的な技術協力の内容をインドネシア側より提案することが確認された。また、会議では技術協力の背景のほか、日本が有する GPP 及び環境ラベル制度の知見、同分野における技術協力の経験を共有した。一方、インドネシア側からはインドネシア・エコラベル及び GPP 制度の法的枠組みや最新動向、実効性を向上させるための課題が紹介された。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するとともに、MOEF 内の組織再編が行われ、インドネシアのタイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル」を所管し、GPP 政策に関する主導部署の一つであった環境林業省標準化センターが環境林業省の外局として環境林業標準化庁(BSILHK、英語名: Agency for Standardization of Environment and Forestry Instruments of the Ministry of Environment & Forestry)に改編された影響を受けて、インドネシア側の本件に係る活動が停止を余儀なくされた。そこで、改めてインドネシア側の活動状況のほか、インドネシア・エコラベルや GPP 制度の最新動向、そして技術協力の方向性について確認を行うオンライン協議を2022年1月28日、3月4日に行った。

¹⁷ 外務省「海外在留邦人数調査統計・平成30年要約版」

2-2-2 インドネシアの概要

1) 基礎データ

インドネシアは、赤道付近に東西 5,110km と非常に長い国土を持ち、約 13,000 以上の島々からなる島嶼国家である。赤道付近に位置するため、気候は熱帯性気候に属し、乾季と雨季に分かれている。ASEAN では最大の人口と国土を誇り、首都ジャカルタには ASEAN 本部が置かれている。1995 年に WTO(世界貿易機関)に加盟し、1997 年のアジア通貨危機以降、約 5~6% の高い経済成長率を維持しており、家電製品や家具などの耐久消費財の普及が急激に進む目安と言われる一人当たり GDP3,000 ドル



を 2011 年に突破し、2018 年には 3,927 ドルと確実に成長が進んでいる。加えて、生産年齢人口の増加率も 2050 年までプラス成長¹⁸する予測もあり、安定した経済発展が見込まれている。2020 年は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、経済成長率はマイナス成長となったものの、2021 年はプラス成長が見込まれており、コロナ後の早期の経済回復が期待される。日本との経済関係は、ASEAN への日本企業進出数がタイに次ぐ第 2 位¹⁹と日本事業者の関心も高く、インドネシアの輸出相手国として日本は、中国、アメリカに次ぐ第 3 位に付けているほか、輸入相手国においても中国に次ぐ第 2 位であり、経済的なつながりは強い。また、インドネシア国内における日本車のシェアは約 95% と非常に高く、世界でも有数の親日国とも言われている。日本の主な輸出品目は、輸送用機器、化学工業品、電気機械等で、主な輸入品目は石炭、金属鉱及びくず、天然ガス及び製造ガスである。

表 2-2-1. インドネシア基礎データ

国名	インドネシア共和国	首都	ジャカルタ
面積	約 192 万平方キロメートル	人口	約 2.70 億人(2020 年)
ASEAN 加盟年	1967 年	言語	インドネシア語
GDP	約 1.119 兆米ドル(2019 年)	経済成長率	-2.07%(2020 年)
経済概況	1997 年 7 月のアジア通貨危機後、インドネシア政府は IMF との合意に基づき、銀行部門と企業部門を中心に経済構造改革を断行。政治社会情勢及び金融の安定化、個人消費の拡大を背景として、2005 年以降の経済成長率は、世界金融・経済危機の影響を受けた 2009 年を除き、5%後半～6%台という比較的高い成長率を達成。2010 年には一人当たり名目 GDP が 3,000 ドルを突破した。ただし、経常収支の赤字化や通貨安もあり、輸出促進による収支改善が課題。2020 年は上位中所得国入りを果たしたが、経済成長率は新型コロナウイルスの影響により、アジア通貨危機以来の低水準となった。		

出典：外務省-インドネシア共和国基礎データ(令和 4 年 2 月 24 日現在)(令和 4 年 3 月 4 最終閲覧)

¹⁸ 独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)「データブック国際労働比較 2017」

¹⁹ 外務省「海外在留邦人数調査統計・平成 30 年要約版」

2) インドネシアの法体系

環境省「インドネシアにおける法制度の整備・執行²⁰⁾」(2016年)によると、インドネシアの法形式と決定機関は以下の通りである。

表 2-2-2. インドネシアの法形式と決定機関など

No.	法形式	インドネシア語表記(省略形)	決定機関	交付など
1	憲法	Konstitusi	国民協議会	
2	国民協議会決定	Decree of the MPR (TAP MPR:)	国民協議会	
3	法律	Undang-Undang (UU)	国会承認	大統領公布
4	法律代行政令(緊急政令)	Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang(Prp)	事後国会承認	大統領
5	政令	Peraturan Pemerintah (PP)	政令相当	大統領
6	大統領令	Keputusan Presiden(KepPres)	政令相当	大統領
	大統領規則	Peraturan Presiden (PerPres)	政令相当	大統領
7	大統領告示	Instruksi Presiden(InPres)	通達相当	対外効あり
8	大臣令(大臣決定)	Keputusan Menteri Negara(KepMen)	省令相当	所管大臣
	大臣規則	Peraturan Menteri Negara(PerMen)	省令相当	所管大臣
9	大臣告示	Instruksi Menteri(InMen)	通達相当	対外効あり
10	地方規則	Peraturan Daerah(PerDa)	条例相当	

出典：環境省「インドネシアにおける法制度の整備・執行」(2016年)

大和総研グループの調査²¹⁾によると、インドネシアの法制度は日系企業から非常に「難解」として認識されているという。法令の公布後、官報や Web サイトで誰もが全文を閲覧できるような環境が整備されておらず、また法令がインドネシア語のみの公布である点も、難解とさせている要因であると述べている。さらに、日本では新法令を制定する際、他の法令との間で齟齬が生じることがないように他省庁や関連部署等と綿密な擦り合わせが行われているが、インドネシアではこのような事前調整が行われておらず、法令間で矛盾が生じる場合があることも指摘している。その指摘は、GPP に関する基本的枠組みはあるものの、その実効性が著しく低いことがしばしばみられるという、東南アジア地域が抱える課題の一つと推察される。なお、インドネシアにおける環境基本法は、「環境保護と管理に関する法律(Law No.32/2009)」である。

²⁰⁾ <https://www.env.go.jp/air/tech/ine/asia/indonesia/files/law/files/law2016.pdf>

²¹⁾ 非常に難解なインドネシアの法制度. 大和総研グループ. 2014-12-04.
https://www.dir.co.jp/report/asia/asian_insight/20141204_009221.html

3) インドネシアのタイプ I 環境ラベル

インドネシアのタイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル (RAMAH LINGKUNGAN (ラマン・リンクカン))」は、2003年に JICA のプロジェクトの支援を受けて開始された。このプロジェクトでは、日本のエコマークを運営する(公財)日本環境協会からも専門家を派遣し、技術支援を行った。運営は MOEF の BSILHK によって行われており、2022年2月時点で、商品カテゴリ数 18 の基準が制定されている。認定数や企業数については、BSILHK の前身である MOEF 内の標準化センターの Web ページが閉鎖され、代替となる Web ページが出来ていないことから現時点では不明となっている。なお、2021年3月時点では 28 商品(8社)が認定を受けていた



Ramah Lingkungan

インドネシア・エコラベル(タイプ I 環境ラベル)

基準は、インドネシアの国家規格(SNI)として制定される。SNI は原則として任意規格であるが、安全性や衛生、環境保護などの観点から、関係省庁やその他の政府機関が一部に強制適用を課している。その強制対象品目については SNI を取得しない限り国内流通が認められておらず、2021年6月時点で強制適用の対象は 246 品目に及ぶ。インドネシア・エコラベルの基準は、任意規格に該当しており、2022年2月時点で表 2-2-3. の通り 18 基準が有効となっている。

インドネシア・エコラベルの法的根拠は、後述する GPP と同様に「環境保護と管理に関する法律(Environmental Protection and Management(Law No.32/2009²²)の第 43 条第 3 項や「政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2010 年大統領規則 54)」第 105 条に基づくとされている。また、環境保護と管理に関する法律(Law 32/2009)の第 43 条 3 項 g を受けて、タイプ I 環境ラベルであるインドネシア・エコラベルとタイプ II 環境ラベルに位置付けられるインドネシア・自己宣言ラベルの一般事項を定めた「エコラベルロゴに関する環境省令(2014 年環境省令第 2 号)」が 2014 年に公布された。本省令の第 1 条では、国家認定委員会(KAN)²³によって認定されたエコラベル認証機関(LSE)によってインドネシア・エコラベルの認定を行うこと、インドネシア・自己宣言ラベルは MOEF に登録されたエコラベル検証機関(LVE)の検証に基づいて付与されるラベルであると規定している。2020 年 4 月現在、MOEF 標準化センターの Web サイトによると、LSE は表 2-2-4. の通り 3 機関が認定を受けており、合計 7 基準の認証を付与することが認められているが、上述の通り、当該ページは閉鎖されており、現時点での状況は確認できていない。また、表 2-2-3. の通り 18 基準が有効であることを確認しており、残りの 11 基準の認証を担当する機関は不明である。

表 2-2-3. インドネシア・エコラベル基準(基準名はインドネシア語を仮訳)

No.	SNI No.	基準名	有効/ 無効
1	SNI 7188-1-3 : 2021	エコラベル基準-パート 1 : 紙製品-セクション 3 : 印刷用紙と多目的	有効

²² <http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/Law-No.32-of-2009-on-The-Management-and-Protection-of-the-Environment.pdf>

²³ 大統領決定 2001 年第 78 号にて設立された非省政府機関であり、個々の国営・民間組織を SNI の適正評価機関(Lembaga Penilaian Kesesuaian : LPK)として認定する。

		用紙	
2	SNI 7188-1-1 : 2021	エコラベル基準-パート 1 : 紙製品-セクション 1 : 包装紙	有効
3	SNI 7188-2-1 : 2020	エコラベル基準-パート 2 : 洗剤製品-セクション 1 : 粉末洗剤	有効
4	SNI 7188-11 : 2018	エコラベル基準-パート 11 : 再生プラスチックショッピングバッグ	有効
5	SNI 7188.4 : 2019	エコラベル基準-パート 4 : 繊維及び繊維製品	有効
6	SNI 7188-10 : 2017	エコラベル基準-セクション 10 : 板ガラス製品	有効
7	SNI 7188.7 : 2016	エコラベル基準-パート 7 : プラスチック及び生分解性バイオプラスチックショッピングバッグ	有効
8	SNI 7188.1.3 : 2016	エコラベル基準-パート 1 : 紙製品カテゴリ-セクション 3 : コーティングされていない印刷用紙と多目的用紙	有効
9	SNI 7188.8 : 2013	エコラベル基準-パート 8 : セラミックタイル	有効
10	SNI 7188.9 : 2015	エコラベル基準-パート 9 : 家具-オフィス家具	有効
11	SNI 7188.1.4 : 2010	エコラベル基準-パート 1 : 紙製品-セクション 4 : コート紙	有効
12	SNI 7188.6 : 2010	エコラベル基準-パート 6 : 壁用塗料	有効
13	SNI 7188.5.1 : 2010	エコラベル基準-パート 5 : バッテリー製品-セクション 1 : 炭素亜鉛及びアルカリ一次電池	有効
	SNI 7188.7 : 2011	エコラベル基準-パート 7 : レジ袋	無効
	SNI 19-7188.4-2006	エコラベル基準-パート 4 : 繊維及び繊維製品-セクション 1 : 一般	無効
14	SNI 19-7188.3.2-2006	エコラベル基準-パート 3 : 革製品-セクション 2 : カジュアルシューズ	有効
15	SNI 19-7188.3.1-2006	エコラベル基準-パート 3 : 革製品-セクション 1 : 完成した皮革	有効
16	SNI 19-7188.2.1-2006	エコラベル基準-パート 2 : 洗剤製品-セクション 1 : 家庭用合成洗浄洗剤粉末	有効
	SNI 19-7188.1.3-2006	エコラベル基準-パート 1 : 紙製品-セクション 3 : 非コーティング印刷用紙	無効
17	SNI 19-7188.1.2-2006	エコラベル基準-パート 1 : 紙製品-セクション 2 : 生理用ティッシュ	有効
18	SNI 19-7188.1.1-2006	エコラベル基準-パート 1 : 紙製品-セクション 1 : 包装紙	有効

出典：インドネシア国家標準化庁(BSN)よりエコマーク事務局作成(<http://sispk.bsn.go.id/SNI/DaftarList#>)(令和4年2月8日最終閲覧)

表 2-2-4. KAN に認定を受けたインドネシア・エコラベル認証機関(LSE)

	認証機関名	対象分野	対象エコラベル基準
1	PT. Mutu Agung Lestari (Maleco)	コーティングされていない印刷用紙	SNI 19-7188.1.3 : 2016 エコラベル基準-パート 1 : 紙製品カテゴリ-セクション 3 : 未印刷の印刷用紙と多目的用紙
		テキスタイル及びテキスタイル製品	SNI 7188.4 : 2019 エコラベル基準-パート 4 : 繊維及び繊維製品のカテゴリ
		衛生ティッシュペーパー	SNI 7188.1.2-2020 エコラベル基準-パート

			1：紙製品のカテゴリ-セクション2：生理用ティッシュ
2	Balai Besar Pulp dan Kertas	コーティングされていない印刷用紙	SNI 19-7188.1.3：2016 エコラベル基準-パート1：紙製品カテゴリ-セクション3：未印刷の印刷用紙と多目的用紙
		梱包紙	SNI 19-7188.1.1-2006 エコラベル基準-パート1：紙製品カテゴリ-セクション1：包装紙
		壁用塗料	SNI 7188.6：2010 エコラベル基準-パート6：壁用塗料の製品カテゴリ
		プラスチックショッピングバッグ	SNI 7188.7：2016 エコラベル基準-パート7：プラスチック及びバイオプラスチックショッピングバッグのカテゴリは簡単に生分解可能
3	PT. IAPMO Group Indonesia	板ガラス	SNI 7188-10：2017 エコラベル基準-セクション10：板ガラス製品

出典：国家標準化庁(BSN)Web サイト(<http://standardisasi.menlhk.go.id/wp-content/uploads/2016/04/Daftar-LSE-Update-Jan-2021.pdf>) ただし、当該ページは現在閉鎖のためアクセス不可

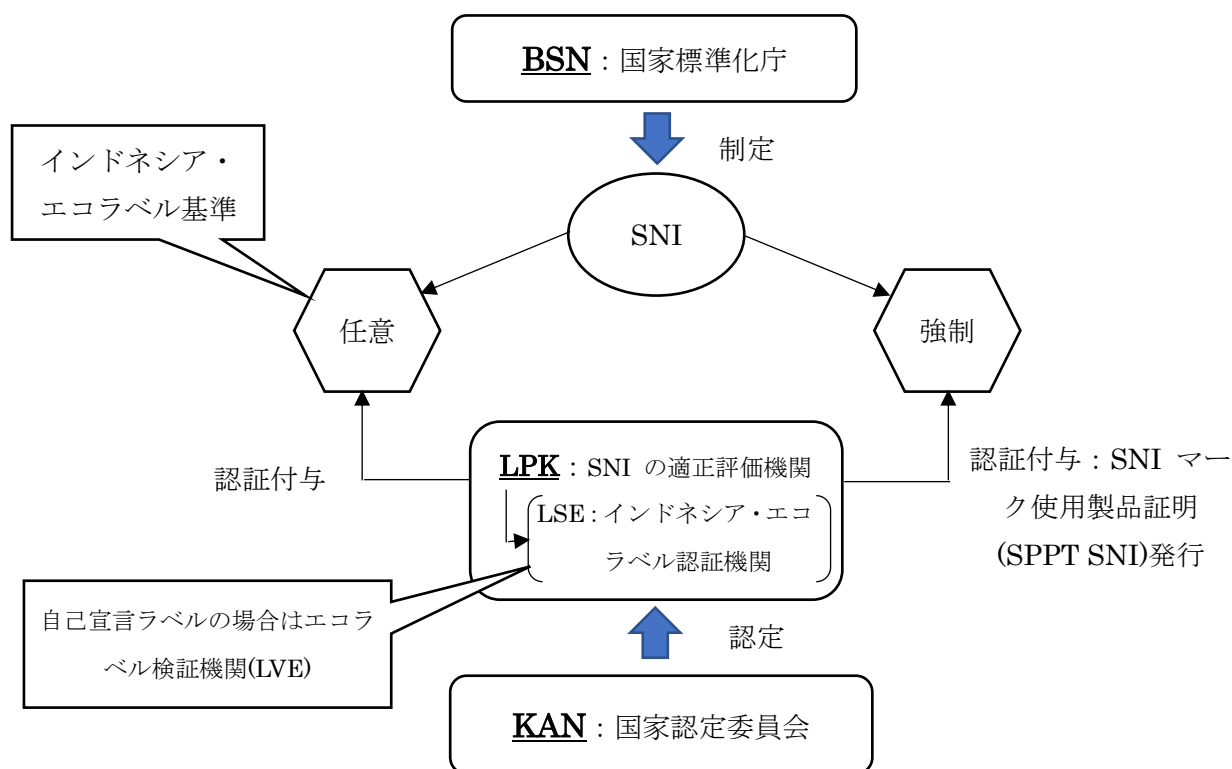


図 2-2-1 . SNI に関わる組織関係図

出典：日本貿易振興機構(ジェトロ)ジャカルタ事務所「インドネシア国家規格(SNI)について」(2018年3月)p. 4を元に作成。

4) インドネシアのグリーン公共調達(GPP)制度

(1) インドネシアの公共調達制度

現在、インドネシアにおいて、日本の会計法に相当する公共調達を包括的にまとめた法律は制定されていないが、公共調達の一般規則等は大統領令や大統領規則によって定められており、これらに基づき公共調達が実施されている。

まず、2003年に「政府の製品や役務の調達を実施するための指針に関する大統領令(2003年大統領令第80号)²⁴」が制定され、中央政府予算及び地方政府予算によって費用の一部あるいは全てが賄われる物品・役務の調達は、効率的かつ効果的であり、公開性、競争性、透明性、公平性、かつ合理性に基づく方法で実施されるといった一般原則を規定している。また、入札方式の種類や調達手続き、公共調達への外国企業の参加といった事項についても定めている。

2010年には、2003年大統領令第80号の実質的な後継法令である「政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2010年大統領規則第54号)²⁵」が發布された。この2010年大統領規則第54号では、電子調達システムの開発について要求しているほか、GPPを意識した内容も盛り込まれている。第105条1項及び2項には「環境にやさしいコンセプト」として「環境にやさしい調達プロセスが環境影響を最小化するとともにコミュニティや市場、政府関連機関にメリットをもたらすようなニーズを政府関連機関が要求し、そのニーズに適合するプロセス」であると規定している。さらに、同条3項では調達においては価格以外の観点も考慮し、最も価値のあるものを購入する「バリュー・フォー・マネー」の概念を考慮することについても触れている。ただし、本大統領規則の前年の2009年に制定され、GPP制度の導入を明文化した「環境保護と管理に関する法律(2009年法律第32号)」との関連は触れられていない。また、第131条1項には2012年までにすべての省庁等が電子調達システムを導入すると規定されており、国家調達庁(LKPP、英語名：National Public Procurement Agency：NPPA)がシステム開発・運営を担った。

この2010年大統領規則第54号は継続的に改正され(計3回)、2018年に公布された「政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018年大統領規則第16号)²⁶」に置き換えられた。なお、2010年大統領規則第54号とその3回の改正によって現在実施されている規則については、この新しい2018年大統領規則第16号の内容と齟齬がなければ、そのまま有効とするとの記述があるが、どの規則が有効となっているかは確認できない。この新しい2018年大統領規則第16号では、公共調達を通じて国内産品や中小企業の促進、持続可能な開発への寄与など公共調達によって得られる利益の最大化、つまり2010年大統領規則第54号にて求めていたバリュー・フォー・マネーの考え方を継承している。なお、インドネシアは1995年1月1日に世界貿易機関(WTO)に加盟しているが、WTO政府調達協定(GPA)は受諾していないため、この大統領規則における国内産品の促進を目的とした公共調達の活用は、WTOの基本原則のひとつである内国民待遇原則には問われないものと考えられる。

本大統領規則は、公共調達のプロセスや管理といった一般的な事項についても規定しているこ

²⁴ <https://www.global-regulation.com/translation/indonesia/7222847/presidential-decree-number-80-in-2003.html>

²⁵ <https://www.global-regulation.com/translation/indonesia/2965470/presidential-regulation-number-54-in-2010.html>

²⁶ <https://jdih.lkpp.go.id/regulation/peraturan-presiden/peraturan-presiden-nomor-16-tahun-2018> (インドネシア語)

とはもちろん、国内産品や中小企業の促進を目的とした持続可能な調達についても触れていることが特筆される。第 68 条では、持続可能な調達とは持続可能性に考慮することとあり、持続可能性とは経済、社会、環境の 3 つの観点から考慮することと規定している。経済的側面は商品／役務のライフサイクルコスト、社会的側面は公正な労働条件の保証など、環境的側面は大気・土壌などの環境影響の低減を考慮すると述べられているものの、具体的な適合条件については述べられておらず、持続可能な公共調達の実効性を高めるためにもより具体的な運用方法を記した法規等の策定が期待される。なお、本大統領規則も環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)との関連性は触れられていない。

- 公共調達を通じた国内産品や中小企業の促進・持続可能な開発への寄与等(第 4 条 h、第 5 条 i)
- 持続可能な調達を推奨(第 3 部 68 条)

(2) インドネシアのグリーン公共調達(GPP)

表 2-2-5. インドネシア GPP 状況

GPP 規定法規	<ul style="list-style-type: none"> • 環境保護と管理に関する法律(2009 年法律 32 号)(Law No.32/2009) • 環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019 年環境林業省大臣規則第 5 号) • 他(2-32 ページ 図 2-2-3. を参照) 		
所管官庁	インドネシア環境林業省(MOEF) 国家調達庁(LKP)	GPP 義務・推奨	推奨
対象品目の設定	コピー用紙、文具(ファイル、フォルダー)、木製家具、 高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)、マイクロ滅菌機、 エアコン、建設用加工木材、コンクリート、セメント	GPP 基準	なし
環境ラベルの活用	活用あり	活用環境ラベル名	インドネシア・エコラベル、 タイプ II エコラベル、 省エネラベル、SVLK (木材 合法性証明システム)
WTO 加盟	加盟(1995 年)	WTO GPA	オブザーバー国

インドネシアにおける GPP は、前項の大統領令や大統領規則、後述の環境保護と管理に関する法律などに考え方が示されているものの、インターネット調査及び文献調査の限りではその実施状況はほとんど確認できていない。

最も上位法でその記述がみられるのが、2009年に改正された日本の環境基本法にあたる「環境保護と管理に関する法律(2009年法律第32号)²⁷」であり、その第42条及び第43条3項a、gに下記の通りGPPに関する内容が盛り込まれている。

- a. 政府と地方政府は、環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手法を開発・導入しなければならない
- g. 調達には、環境ラベルが付与された環境配慮型製品や役務に優先権を与えるものとする

さらに、2017年11月には、上述の環境保護と管理に関する法律の第42条及び第43条の実施規則として「環境経済的手法に関する政令(2017年政令第46号)²⁸」が公布された。本政令では下記の通り、環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手段として、環境ラベル制度の開発、GPPを掲げている。環境ラベルとGPPに関する条項もあり、環境に配慮したラベルとは政府が運用する認証制度であること、GPPとはその環境に配慮したラベルの認定製品・サービスを調達することを規定している。

- 第3条cで言及されているインセンティブおよび/またはインセンティブとして適用される環境経済的手段には以下が含まれる：(第31条1項)
- a. 環境に配慮したラベル制度の開発
 - b. 環境に配慮した商品や役務の調達

また、2017年にはインドネシアにおける持続可能な開発目標(SDGs)推進に関する方針と実施体制を記した「持続可能な開発目標達成のための実装計画に関する大統領令(2017年大統領規則第59号)²⁹」の付属書「SDGsの国家5カ年計画³⁰」にて、2019年までにグリーン公共調達の対象となる商品の基準を策定し、環境配慮型製品の開発を促進することを目標に掲げている。

2017年2月にはMOEFがGIZと共催した会議「GPP Nationwide Promotion」にて、コピー用紙、照明、ホテルの3つの品目にてGPP基準を策定し、GPPに取り組むことが発表された。しかし、2022年3月現在、本イベントにて公表されたGPP基準やその動向については具体的な進展は確認できておらず、後述の2019年環境林業省大臣規則第5号にコピー用紙はインドネシア・エコラベル認定製品を調達することが求められているが、本イベントとの関連は触れられておらず、またMOEF担当者からもそのような見解は示されていない。

そこで、最も着目すべき法規として、2019年7月に公布された「環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019年環境林業省大臣規則第5号)³¹」がある。本規則では、2018年大統領規則第16号、環境保護と管理に関する法

²⁷ <http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/wp-content/uploads/2019/03/Law-No.32-of-2009-on-The-Management-and-Protection-of-the-Environment.pdf>

1982年法律第4号を、1997年法律第23号にて大幅改定。2009年に再び改正され、10月3日付けで新法が公布・施行。

²⁸ <https://jdih.kemenkeu.go.id/fullText/2017/46TAHUN2017PP.pdf> (インドネシア語)

²⁹ https://www.sdg2030indonesia.org/an-component/media/upload-book/A_Perpres_Nomor_59_Tahun_2017.pdf (インドネシア語)

³⁰ https://www.sdg2030indonesia.org/an-component/media/upload-book/B_Lampiran_Perpres_Nomor_59_Tahun_2017.pdf (インドネシア語)

³¹ http://jdih.menlhk.co.id/uploads/files/P_5-2019_LABEL_RAMAH_LH_menlhk_07022019134143.pdf (インドネシア語)

律(2009年法律第32号)など、インドネシアにおけるGPPの記述を含むほぼすべての関連法規と結び付けており、インドネシアのGPP制度を最も具体的に規定する法令であると分析する。

本規則は、GPPの定義をはじめ、環境ラベルのGPPでの位置付け、GPPの対象分野・品目リストなどについて規定しており、GPPの実施要領といえる内容になっている。

- グリーン商品・サービスの調達とは、グリーンラベルが付された商品とサービスを優先して調達すること(第1条4項)
- 地域経済や地域サプライヤーを考慮した入手可能性を考慮して行う(第18条2項)
- GPP対象分野・品目と対象環境ラベルのリストを大臣が作成・公表する(第19条1項)
- リストへの追加は年に1度行う(第21条)
- リストへの追加は省令で定める(22条2項)




本規則では、2017年政令第46号と同様にGPPにて調達する製品・サービスは環境ラベル認定製品・サービスであることを明記し、GPPの対象分野・品目リストとして、まず6分野・品目(コピー用紙、文具(ファイル、フォルダー)、木製家具、高圧蒸気滅菌機(オートクレーブ)、マイクロ波滅菌機、エアコン)を設定して、調達条件となる環境ラベルについても附属書にて示されていることが大きな特徴である(表2-2-6.)。調達条件である環境ラベルについては、コピー用紙のみがタイプI環境ラベルを求めており、そのほかの品目についてはMOEF運用のタイプII環境ラベル、木材合法性認証、省エネラベルの取得が条件となっている。また、GPP対象機関として各省庁や地方自治体などの公的機関を指し示し、段階的な実施を検討しているという情報もある。

さらに、インターネット調査では確認できなかったものの、2022年1月28日に実施したMOEFとのオンライン協議にて、MOEF担当者より2021年に「環境に優しい製品及びサービスの調達に関する品目リストの追加に関する環境林業大臣決定(2021年環境林業省大臣決定第1207号)」が発行され、GPPの対象分野・品目リストに建設用加工木材、コンクリート、セメントが追加されたとの報告があった。ただし、新しく追加された3品目のなかで、タイプI環境ラベルであるインドネシア・エコラベルを要件にしている品目はなかった。

表2-2-6. GPP対象分野・品目、環境ラベルリスト

環境に配慮した商品とサービスのリスト					
#	カテゴリ	品目	環境ラベル制度	基準	ロゴ
1	紙	コピー用紙	タイプI環境ラベル(KLHK ³²)	SNI環境ラベル基準として規定	
2	プラスチック	文具(ファイル、フォルダー)	タイプII環境ラベル(KLHK)	SNI ISO14021-2017環境ラベル及び宣言-自己宣言による環境主張(タイプII環境ラベル表示)に基づいて事業者が確認し、環境主張を行う	


³² KLHK: インドネシア環境林業省(英語略称: MOEF (Ministry of Environment and Forestry))

3	木材	木製家具	SVLK (木材合法性証明システム) (KLHK)	以下に基づく SVLK 基準：持続可能な森林管理と生産認証(PHPL)、木材合法性証明の基準及び実施ガイドラインに関する 2016 年持続的生産林管理総局長規程第 14 号 (P.14/PHPL/SET/4/2016) ³³	
4	医療廃棄物処理装置	高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)	環境技術実証	以下の環境技術実証スキームに基づくもの a. グリーンテクノロジー実証スキーム b. SNI ISO 14034 : 2017 環境マネジメント-環境技術実証 ³⁴	環境技術登録書
5	医療廃棄物処理装置	Microwave Hybrid (インドネシア語) ※おそらくマイクロ滅菌機	環境技術実証	以下の環境技術実証スキームに基づくもの a. グリーンテクノロジー実証スキーム b. SNI ISO 14034 : 2017 環境マネジメント-環境技術実証	環境技術登録書
6	空調機器(エアコン)	インバーターと非インバーター	省エネラベル(エネルギー効率資源省(ESDN))	以下の SKEM 基準(最小エネルギー性能基準)と省エネラベルは以下に基づくもの a. 空調機器の MEPS ³⁵ と省エネラベルに関するエネルギー効率資源大臣規則(2017 年第 57 号) b. SNI 04 6958 : 2003 家庭用電力利用-省エネラベル	
7	木材	建設用加工木材	SVLK (木材合法性証明システム)	以下に基づく SVLK 基準：保護林及び生産林における森林利用に関する環境林業大臣規則(2021 年第 8 号)の森林管理及び森林管理計画の作成	
8	建設資材	コンクリート	タイプ II 環境ラベル(KLHK)	SNI ISO14021-2017 環境ラベル及び宣言- 自己宣言による環境主張 (タイプ II 環境ラベル表示)に基づいて事業者が確認し、環境主張を行う	

³³ http://219.164.236.229/riyou/goho/kunibetu/idn/5-P.14-PHPL-SET-4-2016_EN_idn.pdf

³⁴ ISO14034 環境マネジメント-環境技術実証: 既に実用化された先進的環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響などを実証するにあたり、基本となる原則、手順、最少限の要求事項を規定したもの。技術開発者が提出した、環境技術の性能を第 3 者が実証し、客観的で信頼性の高い技術情報をユーザーに提供する手順を規定しており、実証する環境技術の性能がある基準を満たしているか否かの適合性を評価する製品認証を規定するものではない。

³⁵ MEPS: 最低エネルギー消費効率基準 (Minimum Energy Performance Standards)

9	建設資材	セメント	グリーン産業基準(SIH)	ポルトランドセメント SHI 基準 (23941.1: 2018)	
---	------	------	---------------	-----------------------------------	---

(出典 : 環境林業省大臣規則 2019 年 第 5 号 http://jdih.menlhk.co.id/uploads/files/P_5-2019_LABEL_RAMAH_LH_menlhk_07022019134143.pdf) 及び 2022 年 1 月 28 日 MOEF オンライン協議 MOEF 発表資料を基に作成

そして、2020 年 5 月には、「政府の持続可能な製品や役務の調達におけるグリーン製品の決定に関する国家調達庁長官通達 (2020 年国家調達庁長官通達第 16 号)³⁶」が公布された。本通達は、2018 年大統領規則第 16 号の第 3 部 68 条「持続可能な調達を推奨」を根拠に、SDGs のターゲット 12.7「持続可能な公共調達の促進」の実現を目的に策定され、公共調達において調達すべきグリーン製品を、コピー用紙はインドネシア・エコラベル、ファイル・フォルダ等の文具はタイプ II エコラベル、木製家具は SVLK 認定製品と規定している。本通達では、2019 年環境林業省大臣規則第 5 号との関連は明記されていないが、上述の 3 品目については 2019 年環境林業省大臣規則第 5 号の付属書から引用されている。

また、政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018 年大統領規則第 16 号)を修正する「大統領規則(2021 年大統領規則第 12 号)³⁷」が公布され、第 19 条 1 項にて、技術仕様に盛り込む製品の要件として「環境にやさしい製品であること」が追記され、同条 4 項にて「環境にやさしい製品とは環境ラベルを付した製品」と定義された。調達の技術仕様に環境にやさしい製品であることを明記できるようになったことは、GPP の実効性を高める観点から大きな一歩である。また、本項にて規定されている環境ラベルがどの環境ラベルのことを指すか明記されていないものの、2019 年環境林業省大臣規則第 5 号の付属書に記されている GPP 対象分野・品目リストには対象の環境ラベルが示されており、当リストに掲載されている環境ラベル製品を調達する根拠として、本項が追記されたと推察される。

以上のように、公共調達制度の一般規則等を定め、GPP について触れている大統領令・大統領規則(大統領規則群)、環境保護と管理に関する法律(2009 年法律第 32 号)とその関連法規(環境保護法群)がインドネシアの GPP の法的枠組みであるが、大統領規則群と環境保護法群ではその関連性はそれぞれの法規では触れられていなかった。しかし、2019 年 7 月に公布された「環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則 (2019 年環境林業省大臣規則第 5 号)」では、上記 2 つの群を関連法規として紐づけ、GPP 制度のスキームを指し示していることから、本規則がインドネシアにおける GPP 制度の最もベースとなる法令と言える。これらの関連法規の関連を図 2-2-2 .に示す。

(3) 環境にやさしい商品・サービス情報システム

MOEF は、2019 年環境林業省大臣規則第 5 号を根拠に、GPP 対象品目リストに掲載されてい

³⁶ <https://jdih.lkpp.go.id/regulation/surat-edaran-kepala-lkpp/surat-edaran-kepala-lkpp-nomor-16-tahun-2020> (インドネシア語)

³⁷ [https://jdih.setkab.go.id/PUUdoc/176362/Salinan Perpres Nomor 12 Tahun 2021.pdf](https://jdih.setkab.go.id/PUUdoc/176362/Salinan%20Perpres%20Nomor%2012%20Tahun%202021.pdf) (インドネシア語)

る品目とその要件に適合した製品をカタログとして取りまとめ、また GPP 関連規則や環境ラベルについて紹介する「環境にやさしい商品・サービス情報システム³⁸」を 2020 年に立ち上げた。このウェブサイトでは、GPP 対象品目リストで対象となっている環境ラベル制度や認証制度を解説しているほか、インドネシアの GPP の法的根拠となっている各種法規文書を公開するなど、インドネシア GPP に関するワンストップサービスとなるよう関連情報の集約に努めている。特筆する点は、2019 年環境林業省大臣規則第 5 号の GPP 対象品目と要件に適合した製品をカタログとして紹介していることである。掲載条件は不明であるが、掲載されている製品は GPP 対象品目リストに記されている環境ラベルもしくは認証制度の認証を受けたもので、製品情報のほか企業情報も記されている。

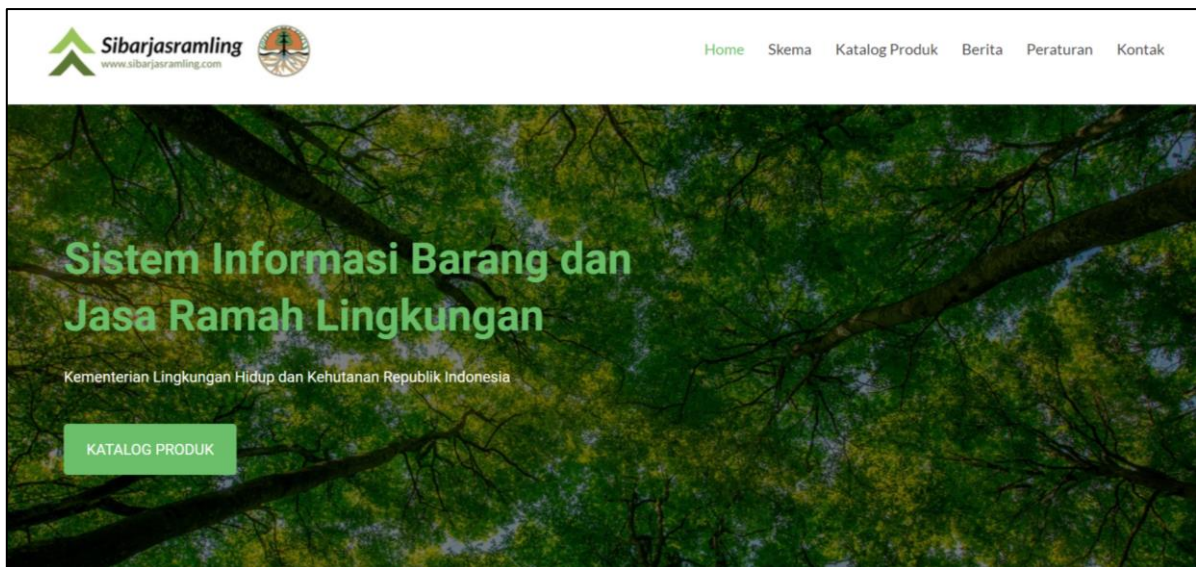


図 2-2-2. 環境にやさしい商品・サービス情報システム

³⁸ <https://sibarjasramling.com/> (インドネシア語)

↓ 参照・引用

環境保護法群(環境ラベルや GPP の推奨)

大統領規則群(公共調達的一般規則)

環境保護と管理に関する法律(2009年法律 32号)(Law No.32/2009)

- a. 政府と地方政府は、環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手法を開発・導入しなければならない
- g. 調達は、環境ラベルが付与された環境配慮型製品や役務に優先権を与えるものとする(第 43 条 3 項)

エコラベルロゴに関する環境省令(2014年環境省令第2号)

- ・インドネシア・エコラベル(タイプ I 環境ラベル)とインドネシア・自己宣言ラベル(タイプ II 環境ラベル)の一般事項を規定

環境経済的手法に関する政令(2017年政令第46号)

- ・ Law No.32/2009 の第 42 条および第 43 条の実施規則として公布
- ・ 環境配慮型製品や役務にインセンティブを与える経済的手段として、環境ラベル制度の開発、公共調達を明示

環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019年環境林業省大臣規則第5号)

- ・ グリーン商品・サービスの調達とは、グリーンラベルが付された商品・サービスを優先して調達すること(第1条4項)
- ・ GPP 対象分野・品目と対象環境ラベルのリストを大臣が作成・公表する(第19条1項)
- ・ リストへの追加は年に1度行う(第21条)
- ・ GPP の対象分野・品目リストを付属書に掲載(6分野・品目(コピー用紙・インドネシア・エコラベル、文具(ファイル、フォルダー)・タイプ II エコラベル、木製家具、高圧蒸気滅菌機(オートクレーブ)、マイクロ波滅菌機、エアコン))

環境に優しい製品及びサービスの調達に関する品目リストの追加に関する環境林業大臣決定(2021年環境林業省大臣決定第1207号)

- ・ GPP 対象品目リストに建設加工木材・木材合法性証明システム、コンクリート・タイプ II エコラベル、セメント・グリーン産業基準を追加

政府の持続可能な製品や役務の調達におけるグリーン製品の決定に関する国家調達庁長官通達(2020年国家調達庁長官通達第16号)

- ・ 公共調達におけるグリーン製品を、コピー用紙はインドネシア・エコラベル、ファイル・フォルダ等の文具はタイプ II エコラベル、木製家具は SVLK 認定製品と規定(2019年環境林業省大臣規則第5号の内容を参考)

政府の製品や役務の調達を実施するための指針に関する大統領令(2003年大統領令第80号)

- ・ 公共調達の一般原則、一般事項を規定

↓ 置き換え

政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2010年大統領規則第54号)

- ・ 「地球にやさしいコンセプト」調達に環境影響を考慮することを要求(第105条1項&2項)
- ・ バリュー・フォー・マネーの考慮を規定(第105条3項)
- ・ 電子調達システムの開発を LKPP に要求(第108条1項)
- ・ 公的機関が電子調達システムを2012年度までの導入を要求(第131条1項)

3回改定

- ・ 2012年大統領規則第70号
- ・ 2014年大統領規則第172号
- ・ 2015年大統領規則第4号

↓ 置き換え

政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018年大統領規則第16号)

- ・ 公共調達を通じた国内産品や中小企業の促進・持続可能な開発への寄与等(第4条h、第5条i)
- ・ 持続可能な調達を推奨(第2部68条)

↑ 修正

大統領規則(2021年第12号)

- ・ 技術仕様(第19条)を修正：技術仕様に盛り込む製品の要件として、環境にやさしい製品を追記(1項)
- ・ 環境にやさしい製品とは、環境ラベルを付した製品と定義(4項)

それぞれの関係については触れられていなかった

SDGs 達成のための実装計画に関する大統領規則(2017年大統領規則第59号)

- ・ 付属書「SDGs の国家5カ年計画」にて、『2019年までに GPP の対象商品の基準を策定し、環境配慮型製品の開発を促進すること』を目標に設定

図 2-2-3. インドネシア GPP の関連法規の関係図

2-2-3 オンライン会議

1) MOEF との第一回オンライン会議

[日時]	2022年1月28日(金) 16:00～18:00 (14:00～16:00 ※ジャカルタ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none">Ms. Nurmayanti (Susy) (Head of Monitoring and Evaluation Division, Agency of Environmental and Forestry Instruments Standardization, Ministry of Environment and Forestry (MOEF))環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 田中 裕涼、環境専門調査員 吉見 光明、環境専門調査員 二宮 弘道公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志、事業推進課 課長代理 小林 弘幸
言語	日-インドネシア逐次通訳

(1) 協議概要

令和2年度環境省受託業務「環境配慮型製品の国際展開に係る調査検討業務」の一環にて、新規グリーン公共調達(GPP)支援国としてインドネシアを選定し、インドネシアのタイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル(ラマン・リンクカン)」を所管するインドネシア環境林業省(MOEF)及び GPP の所管官庁の一つである国家調達庁(LKPP)と2回のオンライン協議を昨年度行った。同会議にて、技術協力を行うことを確認し、インドネシア側より具体的内容の提案を受ける予定であったものの、MOEF 内の組織再編及び新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、活動が停止となっていた。そこで、改めてインドネシア側の状況と次年度以降の技術協力の方向性について、本技術協力にてインドネシア側の主導的立場である MOEF と協議する打ち合わせを行った。

(2) 協議内容

①令和2年度、日インドネシア会議議事録の確認

エコマーク事務局の小林より、前年度の日インドネシア会議の議事録が確認された。前年度の会議の結果、インドネシア側より希望する技術協力の取組案が提出される予定であったが、MOEF の組織再編及び新型コロナウイルス感染症の影響により、作業を進めることができなかったとの報告が MOEF よりあった。なお、前年度の会議に参加していた上長の Dr. Noer Adi Wardoyo が、環境ラベルと関連のない部署に異動したことも併せて報告された。

<質疑応答>

インドネシア) 前年度の会議に参加していた LKPP より、本件についてアプローチはあったか。日本) LKPP には何度かアプローチしているが応答はない。また、インドネシア側は MOEF が主導的役割を担うと認識している。

②インドネシア・エコラベル(ラマン・リンクカン)及び GPP の最新動向

MOEF の Susy 氏より、インドネシア・エコラベル及び GPP の最新状況についてプレゼンテーションが行われ、主な内容は以下の通りである。

- インドネシア・エコラベルは、インドネシア政府が定めている制度で GPP の枠組みにも活用されているが、GPP 以外の分野でも活用されており、その点にも言及したい。
- まず、建設分野について、公共事業・国民住宅省(PUFR)の政策に関する法令を紹介する。公共事業・国民住宅省とは、その名の通り、公共事業及び公共住宅に関する分野を所管しており、紹介する法令は建物や建設業に関するものである。主に以下の2点を紹介するが、これらは建設に必要な製品や部品については、環境にやさしいものを調達することや、管理システムについて定めたものである。
 - ✓ 持続可能な建設の実施のためのガイドラインに関する大臣規則(2021年9号)³⁹
 - ✓ グリーンビルディングの性能評価に関する大臣規則(2021年21号)⁴⁰
- 次に、MOEF の政策に関する法令を紹介する。
 - ✓ 環境保護と管理に関する法律(2009年法律32号)(Law No.32/2009)
 - ✓ 環境経済的手法に関する政令(2017年第46号)
 - ✓ 環境ラベルを環境配慮型商品やサービスの調達手順に実装するための方針に関する環境林業省大臣規則(2019年第5号)
 - ✓ 環境に優しい製品及びサービスの調達に関する品目リストの追加に関する環境林業大臣決定(2021年第1207号)
- 続いて、インドネシアの公共調達を管理する LKPP に関連する法令である。
 - ✓ 政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2010年第54号)
 - ✓ 政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018年第16号)
 - ✓ 大統領規則(2021年第12号)⁴¹：大統領規則(2018年第16号)を修正
 - ✓ 政府の持続可能な製品や役務の調達におけるグリーン製品の決定に関する国家調達庁長官通達(2020年国家調達庁長官通達第16号)
- 国連の持続可能な開発目標(SDGs)については、大統領規則が公布され、SDGs 達成のための行動計画が策定された。ターゲット 12.7 には、持続可能な公共調達の推進が定められた。
 - ✓ 持続可能な開発目標の達成の実施に関する大統領規則(2017年第59号)
- GPP のスキームを図解した(図2-2-4)。GPP には環境ラベルが活用されており、MOEF のエコラベルスキーム、工業省(MOI)のグリーン産業基準スキーム、エネルギー鉱物資源省(ESDM)の省エネラベル、MOEF の木材合法性証明システム(SVLK)、MOEF の環境技術実証スキーム、その他のスキームがある。これらのスキームは、GPP において製品・サービスの評価及び認証に用いられる。関連省庁が基準を策定しており、その基準に適合し、ラベルが付与された製品・サービスを活用していくというものである。

³⁹ <https://jdih.pu.go.id/detail-dokumen/2882/1> (インドネシア語)

⁴⁰ <https://jdih.pu.go.id/detail-dokumen/2881/1> (インドネシア語)

⁴¹ [https://jdih.setkab.go.id/PUUdoc/176362/Salinan Perpres Nomor 12 Tahun 2021.pdf](https://jdih.setkab.go.id/PUUdoc/176362/Salinan%20Perpres%20Nomor%2012%20Tahun%202021.pdf) (インドネシア語)

- これらの環境ラベルが、具体的にどの品目で活用されているかは次ページで説明するが、環境林業大臣規則(2019年第5号)で定められたものがベースとなっている。
- インドネシアの GPP は、規模は小さいものの、環境林業省大臣規則(2019年第5号)に基づいてすでに運用が開始されている。
- 今後は、実際の運用状況をチェックするモニタリングと評価スキームの開発と、インセンティブの創出をインドネシア政府(MOEF ではない)が取り組む計画になっている。

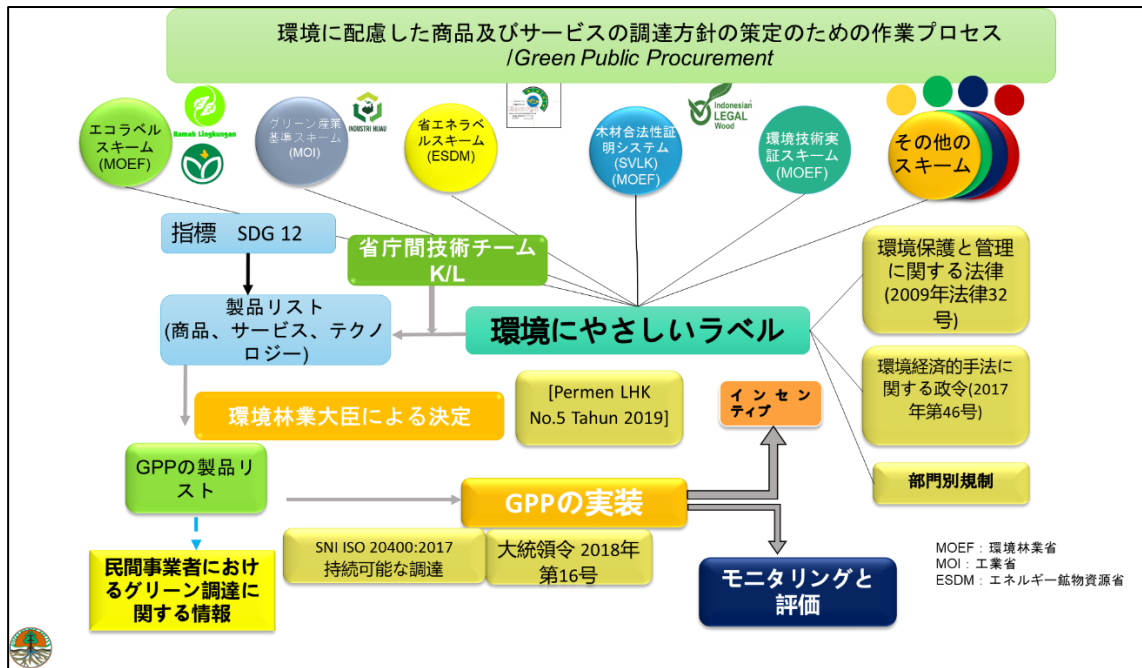



図 2-2-4. インドネシア GPP スキーム

(出典：Nurmayanti 氏発表資料を和訳)

- 環境林業大臣規則(2019年第5号)で規定されている各基準について触れる。インドネシア・エコラベルについては第7条1項にて、製造プロセスの持続可能性については第8条1項、持続可能な資源については第9条、合法性については第10条にて記されている。
- 次に、GPPの対象となっている環境配慮型製品とサービスのリストについて紹介する。

表 2-2-7. GPP の対象環境配慮型製品及びサービスのリスト

環境に配慮した商品とサービスのリスト					
#	カテゴリ	品目	環境ラベル制度	基準	ロゴ
1	紙	コピー用紙	タイプ I 環境ラベル(KLHK ⁴²)	SNI 環境ラベル基準として規定	

⁴² KLHK: インドネシア環境林業省 (英語略称: MOEF (Ministry of Environment and Forestry))

2	プラスチック	文具(ファイル、フォルダー)	タイプ II 環境ラベル(KLHK)	SNI ISO14021-2017 環境ラベル及び宣言- 自己宣言による環境主張(タイプ II 環境ラベル表示)に基づいて事業者が確認し、環境主張を行う	
3	木材	木製家具	SVLK (木材合法性証明システム)(KLHK)	以下に基づく SVLK 基準: 持続可能な森林管理と生産認証(PHPL)、木材合法性証明の基準及び実施ガイドラインに関する 2016 年持続的生産林管理総局長規程第 14 号 (P.14/PHPL/SET/4/2016) ⁴³	
4	医療廃棄物処理装置	高圧蒸気滅菌器(オートクレーブ)	環境技術実証	以下の環境技術実証スキームに基づくもの a. グリーンテクノロジー実証スキーム b. SNI ISO 14034 : 2017 環境マネジメント-環境技術実証 ⁴⁴	環境技術登録書
5	医療廃棄物処理装置	Microwave Hybrid (インドネシア語) ※おそらくマイクロ滅菌機	環境技術実証	以下の環境技術実証スキームに基づくもの a. グリーンテクノロジー実証スキーム b. SNI ISO 14034 : 2017 環境マネジメント-環境技術実証	
6	空調機器(エアコン)	インバーターと非インバーター	省エネルギー(エネルギー鉱物資源省(ESDN))	以下の SKEM 基準(最小エネルギー性能基準)と省エネルギーは以下に基づくもの a. 空調機器の MEPS ⁴⁵ と省エネルギーに関するエネルギー鉱物資源大臣規則(2017 年第 57 号) b. SNI 04 6958 : 2003 家庭用電力利用-省エネルギー	

出典: 環境省「令和 2 年度 環境配慮型製品の国際展開促進に係る調査検討業務報告書」(令和 3 年 3 月)

- また、環境林業大臣規則(2019 年第 5 号)には、品目リストへの新規追加は 1 年に一度、評価は 5 年に一度以上行うことが第 21 条に規定され、品目リストの追加決定には環境林業大臣の承認が必要と第 22 条に示されている。
- 次に、2021 年に公布された環境林業大臣決定(2021 年第 1207 号)にて GPP 品目リストに追加が決定した品目について紹介する(表 2-2-8.)。

表 2-2-8. 環境林業大臣決定(2021 年第 1207 号)にて GPP 品目リストに追加された品目

環境に配慮した商品とサービスのリスト					
#	カテゴリ	品目	環境ラベル制度	基準	ロゴ

⁴³ <http://silk.depht.go.id/app/Upload/hukum/20160801/24fbdacfe1ae1cd12488cb4051740dce.pdf> (インドネシア語)

⁴⁴ ISO14034 環境マネジメント-環境技術実証: 既に実用化された先進的環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響などを実証するにあたり、基本となる原則、手順、最少限の要求事項を規定したもの。技術開発者が提出した、環境技術の性能を第 3 者が実証し、客観的で信頼性の高い技術情報をユーザーに提供する手順を規定しており、実証する環境技術の性能がある基準を満たしているか否かの適合性を評価する製品認証を規定するものではない。

⁴⁵ MEPS: 最低エネルギー消費効率基準 (Minimum Energy Performance Standards)

1	木材	建設用加工 木材	SVLK (木材合法性証明システム)	以下に基づく SVLK 基準： 保護林及び生産林における森林利用に関する環境林業大臣規則(2021 年第 8 号)の森林管理及び森林管理計画の作成	
2	建設資材	コンクリート	タイプ II 環境ラベル(KLHK)	SNI ISO14021-2017 環境ラベル及び宣言- 自己宣言による環境主張 (タイプ II 環境ラベル表示)に基づいて事業者が確認し、環境主張を行う	
3	建設資材	セメント	グリーン産業基準(SIH)	ポルトランドセメント SHI 基準 (23941.1: 2018)	

(出典：Nurmayanti 氏発表資料を和訳)

- GPP に活用されるスキームは複数の省庁が運用しているため、それらの情報をまとめる情報システム(<https://sibarjasramling.com/>)を開発した。
- このウェブサイトでは全てインドネシア語であるが、GPP に関する規定や、GPP にて求められる環境配慮型製品が何かなど、幅広い情報提供を行っている。
- インドネシア・エコラベルは、大きなメリットと可能性があるかと捉えている。環境汚染の抑止の他、天然資源の効率的かつ効果的な使用、グリーンビルディングの促進、環境にやさしい輸送システム(グリーン輸送)、中小企業の発展・開発、雇用機会の創出・拡大、地方の競争力の確保と工場などが挙げられる。特に、インドネシアではジャカルタからカリマンタン島への首都移転に向けて、持続可能な開発、つまりスマートシティの開発が大きなテーマになる。
- スマートシティとは具体的に、環境にやさしい建設資材や木材合法性証明システムに適合した木材や資材、環境にやさしいセメントやコンクリートを公共住宅やオフィスビル等の公共建築物に使用すること、電気自動車や温室効果ガス排出量が少ないクリーン燃料を用いた公用車や交通機関を使用することなどである。これらの大きな枠組みの一つとして、GPP があるということである。また、インドネシア・エコラベルとしても、この枠組みの中で大きな役割を担う重要な取組であると考えている。

<質疑応答>

日本) インドネシアとして、日本に最も支援してほしい点は何か。

インドネシア) インドネシア・エコラベルと GPP である。MOEF が所管する環境林業標準化庁が設立され、環境に影響を与える基準の制定や認証・承認スキームなどに注力している。大統領も環境配慮型製品を発展・開発すべきと述べており、最終目標はグリーン経済の確立である。私の担当部署で行っているのは、**環境配慮型製品の確立における枠組み作り(基準の選定や策定、認証など)**であり、この点が最も協力してほしい点である。また、インドネシアでは雇用創出法が制定されたばかりで、環境マネジメントシステムについても構築が求められている。この**環境マネジメントシステムについても協力を希望する分野**の一つであ

る。

③日本のグリーン公共調達制度、エコマーク制度の最新動向

エコマーク事務局から、日本のグリーン公共調達制度及びエコマーク制度の最新トピックについて情報提供を行った。

インドネシア) エコマークの新しく策定した2つの基準は興味深い。インドネシア・エコラベルにも、再生材料を使用するプラスチック袋の基準があり、タイプⅡエコラベルにもクリーニングサービスの基準がある。

④次年度以降の技術協力

日本) インドネシアでは、環境配慮型製品やグリーン経済の枠組み作りが求められているとのことだが、日本に希望する技術協力の具体的内容として、インドネシア・エコラベルの新基準の策定が挙げられるのか。

インドネシア) 環境配慮型製品やグリーン経済の枠組みを構築するためにも、インドネシア・エコラベル認定製品数が少なく、認定数の増加のほか、新基準の策定を進めていかないと考えている。認定数はそれなりにあるものの、全てが活用されているわけではないというのが現状で、より活用が進む枠組みの構築が必要である。協力をお願いしたいのは、この2点である。また、首都移転にあたり、大規模な建設工事が行われるのは明らかであり、建設資材に係る製品及びサービスのインドネシア・エコラベル基準の制定とその活用システムの確立が早急に求められていることから、この点も協力を依頼したい点である。

日本) 建設における製品及びサービスの基準策定、運用、普及が、日本に依頼したい技術協力の内容ということではどうか。

インドネシア) その通りであるが、新組織として環境林業標準化庁が設立され、所属の長官も変わっている。そのため、私の一存でテーマを決めることができず、長官も交えた協議を持つことが望ましいと考えている。長官が別の考えを持っている可能性もあり、技術協力と関係強化のため、別の会議を開催する可能性はあるか。

日本) 長官も交えた会議を開催する場合は、いつ頃になりそうか見立てはあるか。

インドネシア) 長官との会議については、非公式に打診したものの、2021年度は新型コロナウイルス感染症の状況もあり思ったような活動ができなかった。環境林業標準化庁は、インドネシア・エコラベルとGPPをメインに取り扱う庁であり、新しい長官は意欲的である。本技術協力は、政府対政府の取組と理解しており、日本から長官宛てに正式な書簡を送ってもらうことは可能か。政府間協力の決まりとして、文書が必要となる。

日本) 昨年度、公益財団法人日本環境協会の名義で文書を作成し、提出した。技術協力の実施主体は公益財団法人日本環境協会であるため、昨年度と同様に、当協会から文書を発出することではどうか。

インドネシア) それで構わない。

日本) それでは、文書の内容について協議する会議を別途開催したいが、後日、改めて日程調整

をさせてもらいたい。
インドネシア) 了解した。

(3) まとめ

- エコマーク事務局より、議事録を作成する。
- 技術協力の開始にあたり必要な文書は、公益財団法人日本環境協会が発出する。その文書の作成にあたり、別途会議を行う。日程調整は後日行う。



会議の様子((公財)日本環境協会会議室)

2) MOEF との第二回オンライン会議

[日時]	2022年3月8日(火) 17:00~18:00 (15:00~16:00 ※ジャカルタ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none">Ms. Nurmayanti (Susy) (Head of Monitoring and Evaluation Division, Agency of Environmental and Forestry Instruments Standardization, Ministry of Environment and Forestry (MOEF))公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志、事業推進課 課長代理 小林 弘幸
言語	日-インドネシア逐次通訳

(1) 協議概要

令和3年度環境省受託業務「環境配慮型製品の国際展開に係る調査検討業務」の一環として、グリーン公共調達(GPP)及び環境ラベルの技術協力をインドネシアと進めるにあたり、2022年1月28日に第一回日インドネシア会議をインドネシア環境林業省(MOEF)と行った。第一回日インドネシア会議の結果を受けて、次年度以降の技術協力の開始に向けて、MOEFが日本側より発出を希望する文書の内容について議論を行った。

(2) 協議内容

①令和3年度、第一回日インドネシア会議議事録の確認

エコマーク事務局の小林より、2022年1月28日に開始された第一回日インドネシア会議の議事録の確認が行われ、特に修正・変更なく、両機関によって確認された。

②日本側から発出する文書内容について

エコマーク事務局の小林より、第一回日インドネシア会議の結果を基に作成した文書案について説明を行い、内容について確認を行った。

インドネシア) この内容で十分と思うが、一点確認したい。前回の会議ですでに伝えて議論したかもしれない重複になるかもしれないが、今後の協力する項目として評価(evaluation)とモニタリング(monitoring)の文言を追加してほしい。文書案に記載がある「環境マネジメントシステム」に包含される内容かもしれないが、インドネシアのGPPにおける「評価とモニタリングの導入における協力(implementation by evaluation and monitoring)」として追記することは可能か。インドネシアでは、GPPのスキームにおける手段として、つまり要求する要件に相当するものとして環境ラベル「ラマン・リンクカン」を使用しているが、担当部署では環境ラベルを活用したGPPが正しく機能しているかを、どのように判断するかについてのシステムを構築しているところである。また、インドネシアでは、そのようなGPPが正しく導入されているかを正しく評価する方法が確立できておらず、未熟な分野である。前回の会議で日本から説明があったように、日本は評価・モニタリングの分野で実績があるため、その点についてぜひ協力してほしいと考えている。

日本) GPP の分野における評価とモニタリングということは理解した。また前回の会議では、首都移転に伴い、スマートシティが目標の一つとして掲げられ、需要の拡大が期待される建設分野における環境ラベルの協力についても触れていたが、その点も含むと考えてよいのか。インドネシア) その理解で構わない。

日本) 具体的な表現について話をしたいが、本文書では具体的な技術協力の内容を盛り込むというよりも、全体の方向性を書き記すこととしたい。その点についてはどうか。

インドネシア) もう一点思い出したが、一週間前に MOEF で会議が行われ、評価とモニタリングの手法について話し合われた。そのなかで、環境ラベルを導入した業者にインセンティブを供与するスキームの導入についても議論した。そのことについても記述してもらえるとよいが、文書ではこの書きぶりでも良く、具体的に何をするかは引き続き話し合っていくたい。

日本) 技術協力の具体的な内容については、本文書の発出以降に話し合えればよいと考えている。次に、本文書の宛先について確認したい。

インドネシア) 文書の宛先は、環境林業標準化庁 長官(Head of Agency for Standardization of Environment and Forestry Instruments)の Mr. Ary Sudijanto としてほしい。また、住所表記は Gedung Manggala Wanabakti Blok VII Lantai 10 Jalan Gatot Subroto ,Jakarta 10270 となる。新しくできた環境林業標準化庁は MOEF と同じ建物に入っているが、階が異なる。

日本) そのように修正する。それでは、本文書は電子メールにて Susy 氏宛てに送付する。また、文書を受領後、インドネシアでは次のアクションを起こすためにはどれくらいの期間が必要か。

インドネシア) 長官が文書を受領することになるが、今後のスケジュールについては、長官の意向、判断次第となる。

日本) 日本の会計年度は3月締めとなり、次年度以降のスケジュールは未定だが、仮に6～7月に会議を行うことは可能か。

インドネシア) 日本側の都合(会計年度など)は理解している。次回の会議を行う場合、長官である Mr. Ary Sudijanto に確認する必要があるため、都度、日本からリマインドをしてもらえると有難い。なお、長官は日本の会計年度について詳しくない可能性があるため、文書に日本の会計年度についても触れられているとよい。

日本) 日本の会計年度について触れる点については承知した。検討し、適切な箇所に盛り込みたい。

インドネシア) 昨年度の会議では、国家調達庁(LKPP)も参加したと記憶しているが、LKPP の関与についてはどのように考えているか。

日本) 昨年の会議結果を受けて、本技術協力の枠組みは Susy 氏をインドネシア側のカウンターパートとして、やり取りするものと理解している。当然、今年度も LKPP に連絡しているが、先方からの返信はない。Susy 氏が LKPP との関与が必要と考えるのであれば、日本側としては尊重する方針である。

インドネシア) LKPP の関与を希望するというわけではないが、まず LKPP から返信がなかったことについてはお詫びしたい。本技術協力は MOEF として対応する方向でよいが、環境レベルのモニタリングと評価については LKPP と実施することになっていることから、必要に応じて LKPP が参加することは了承いただきたい。

(3) まとめ

- 公益財団法人日本環境協会が発出する技術協力の開始にあたり必要な文書については、今回の会議による修正を反映させ、一度、Susy 氏に確認いただく。
- Susy 氏の確認後、正式に電子メールにて Susy 氏に送付する。
- 具体的な技術協力の内容については、次年度に協議するものとする。

2-2-4 今後の展開

本年度は、インドネシアのタイプ I 環境ラベル「インドネシア・エコラベル」及び GPP 制度において中心的な役割を担っている MOEF とオンライン会議を開催し、両制度におけるインドネシアの最新状況と課題の把握、そして次年度以降の技術協力の方向性について協議を行った。オンライン会議では、新型コロナウイルス感染症の影響による業務のひっ迫、並びにインドネシア・エコラベルの所管部署で、かつ GPP 政策に関する主導部署の一つであった環境林業省標準化センターが環境林業省の外局として環境林業標準化庁(BSILHK)に改編されたことで、前年度の協議で MOEF 側のタスクとなっていた日本側に希望する技術協力の内容を取りまとめる作業が行えなかったことが報告された。一方、GPP 制度では一定の進展が見られたことが示された。「環境に優しい製品及びサービスの調達に関する品目リストの追加に関する環境林業大臣決定(2021年環境林業大臣決定第 1207 号)」が公布され、GPP 対象品目リストに新しく 3 品目(建設用加工木材、コンクリート、セメント)が追加された。また、持続可能な調達を推奨することを求めた政府の製品や役務の調達に関する大統領規則(2018 年大統領規則第 16 号)を修正する「大統領規則(2021 年大統領規則第 12 号)」が公布され、技術仕様の要件として「環境にやさしい製品」を設定できるようになったほか、「環境にやさしい製品とは、環境ラベルを付した製品」であると定義された。インドネシアの公共調達の一般規則等は、大統領令及び大統領規則によって法的枠組みが構築されていることから、技術仕様に環境要件を設定できるようになったことは、GPP の実効性を高めるために大きな一歩となったといえる。さらには、インドネシア GPP に関するワンストップサービスとなるウェブサイトも構築し、GPP 対象製品がデータベース化され、GPP 制度を前進させるためのインフラ整備が徐々に進みつつある。しかし、GPP 対象品目リストに掲載されている 9 品目の調達要件として、それぞれ一点の認証制度の認証が求められており、インドネシアは WTO の政府調達協定(Government Procurement Agreement: GPA)のオブザーバー国で GPA の順守は必須ではないものの、経済のグローバル化が進む世界の趨勢を考慮すると、認証取得が非関税障壁とならないよう配慮する工夫が望ましい。また、インドネシアでは 2024 年中に政府機関を現在のジャカルタからカリマンタン島の東カリマンタン州への移転を開始することを予定している。日本円でおよそ 3 兆 7000 億円にのぼるとも言われる首都移転に係る費用の多くは、大規模なインフラ整備に充てられ、大規模な建設工事が予定される。オンライン協議では、インドネシアは持続可能な開発としてスマートシティの開発を大きなテーマに掲げており、建設に係る製品及びサービスの需要が高まることが予想されることから、同分野のインドネシア・エコラベル基準の制定とその活用システムの確立について協力を求める声が挙がった。

以上のように、今年度のオンライン協議では、インドネシアの GPP 及び環境ラベル制度における現状や課題に加えて、首都移転を契機とする大きな機会について確認することができた。次年度では、今年度のオンライン会議の協議を踏まえ、インドネシア側の日本に期待する技術協力の具体的な内容を取りまとめるためにも、継続的な意見交換を実施し、早期の技術協力の開始を目指すことが望ましい。

2-3 スリランカ技術協力

2-3-1 調査の概要

これまで複数年度に亘り、日本が高い優位性を持つ環境配慮型製品の国際展開促進を目指し、日本のグリーン公共調達(GPP)制度やその環境要件である判断の基準の調和化を図るため、ASEAN 地域において制度が構築されているものの、その実効性に課題を抱えるベトナム及びインドネシアを対象に技術協力を実施してきた。前項の通り、両国からは GPP 及び環境ラベル制度が効果的に結び付き、高い実効性を有する日本の豊富な経験や知識に魅力を感じ、日本からの技術協力に高い関心が示された。このことから、日本の取組が ASEAN 地域における同分野の実効性向上に向けて、非常に有効な優良事例となり得ることが判明した。現在、EU をはじめドイツや中国、韓国などは、自国の GPP 及び環境ラベル制度のアジア展開を狙い、アジア地域の制度支援に積極的な姿勢を示しており、日本としても国際的な競争力を維持し、同地域の優位性を高めるためにも、戦略的に技術協力を展開・拡大していくことが不可欠である。つまり、限られたリソースのなか、技術協力の効果が最大限得るために、技術協力の短期での有効性が期待できるだけの素地がありつつ、GPP 及び環境ラベル制度が未成熟である国へのアプローチが肝要である。

しかし、前述のベトナム及びインドネシアを除く ASEAN 諸国にてタイプ I 環境ラベル並びにグリーン公共調達制度が未整備である国は、カンボジアやラオス、ミャンマーなど複数あるものの、いずれも環境関連政策の素地が未成熟であるとともに、両制度への理解が乏しいことが大きな課題である。各国の環境系省庁担当者との意見交換を通して、両制度が未構築であることはもちろん、自国機関・団体が運営する環境ラベル制度自体がないため、環境ラベル及びその運営に関する知見が著しく限られていることが分かった。GPP の分野についても、調達担当者の GPP に関する認知や知見も不十分で、公共調達に環境要件を盛り込むためには、法制度の改正も必要なケースが散見される。そのため、これらの国への技術協力の実施のためには、制度の立ち上げ支援及び立ち上げに向けたキャパシティビルディングなど、複数年単位の長期支援が必要不可欠であり、実施可能性に大きな懸念が残る。

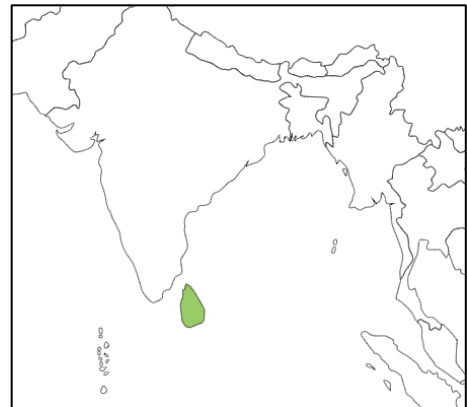
そこで、ASEAN に隣接し、上述3カ国より市場規模や日本からの輸出額が大きいスリランカに着目した。スリランカでは、タイプ I 環境ラベル「エコラベル・スリランカ」が 2021 年に正式に開始されたばかりであり、日本のタイプ I 環境ラベル「エコマーク」を運営する公益財団法人日本環境協会に対して定期的に技術協力を期待する声が挙がっていた。一方、GPP 制度は構築されていないものの、スリランカ環境省とスリランカ財務省が主導で議論が開始されているとの情報もあり、制度設計の段階から関わることをできるとできれば、より大きな成果が期待される。

本年度は、まずスリランカ当該制度を取り巻く最新動向や課題、将来展望を把握することを目的として、10月6日に第一回日スリランカ会議、11月9日に次年度以降の具体的な技術協力について協議する第二回日スリランカ会議を実施した。

2-3-2 スリランカの概要

1) 基礎データ

スリランカ（旧称セイロン）は、インド南部のインド洋に浮かぶ島国であり、面積は日本の北海道の8割ほどの大きさである。熱帯地域に位置し、年間平均気温は27℃前後でほぼ一定で、年間を通して高温多湿である。



IMFの統計では、2019年の一人当たりの名目GDPが約3,850ドルで、南アジアでもモルディブに次いで第2位となっている。19世紀からイギリスの植民地として、天然ゴムや紅茶などのプランテーション経済が発達した影響で、いまだにこれらの作物の生産・輸出は同国経済の主要産業であるほか、繊維業、観光業などがスリランカ経済に重要な位置づけを占めている。2009年の国内紛争終了後、経済活動が活性化するにつれ経済成長率も上昇し、2012年に過去最高となる9.1%を記録した以降、減少傾向に転ずるものの、2019年までの過去10年間の平均成長率は5.2%と持続的な経済成長を続けている。

日本とスリランカは、貿易、経済・技術協力を中心に良好な関係が続いており、日本国外務省によると、貿易額は約1,052億円（2019年）で、日本はスリランカにとって重要な貿易相手国（輸入は第5位、輸出は第8位）として位置付けられているという。日本からの輸出金額は689億円で、自動車、一般機械、電気機器、織物用糸及び繊維製品、プラスチックなどが主要輸出品目となっている。一方、日本の輸入額は363億円、紅茶、衣類及び同付属品、魚介類（まぐろ、えび等）、植物性原材料などが主要品目として挙げられている。

表2-3-1. スリランカ基礎データ

国名	スリランカ民主社会主義共和国	首都	スリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ
面積	6万5,610平方キロメートル	人口	約2,192万人(2020年)
対日輸入額	689億円(2019年)	言語	公用語(シンハラ語、タミル語)、連結語(英語)
GDP	807億米ドル(2020年)	経済成長率	-3.6%(2020年)
経済概況	<p>スリランカ経済は、紛争の終結による復興需要や経済活動の活性化等によって、2012年に過去最高となる9.1%の経済成長を達成した。2016年4.5%、2017年3.6%、2018年3.3%と持続的な経済成長を維持してきたが、2019年の経済成長率は同年に発生した連続爆破テロ事件等の影響もあり、2.3%に留まった。</p> <p>2019年の失業率は4.8%。全国消費者物価指数(年平均)は一桁台に留まり、2019年は3.5%。2019年の貿易は、輸出額は0.4%の増、輸入額は10.3%減となり、貿易収支の赤字幅は縮小した。外貨準備高は2019年末時点で76.4億ドルとなった。</p> <p>また、海外からの観光客数は、紛争終結後に増加し、2016年には200万人を突破した。2019年は、4月に発生した連続爆破テロの影響を受け、一時、大幅な減少(5月の月間は、対前年比70.8%減)が見られたものの、その後、急速に回復を遂げ、12月は対前年比で4.5%の減少。最終的に、2019年の年間では、約191万人(対前年比18%減)を記録した。2020年</p>		

はコロナ禍の影響で、前年比で74%減となる51万人となった。

出典：外務省・スリランカ民主社会主義共和国基礎データ(令和3年12月23日現在) [\(令和4年3月8日最終閲覧\)](#)

2) スリランカのタイプ I 環境ラベル

(1) エコラベル・スリランカの概要

スリランカのタイプ I 環境ラベル「エコラベル・スリランカ」は、非営利法人である National Cleaner Production Centre (NCPC) スリランカ⁴⁶が運営している。このエコラベル・スリランカ制度は、UNEP が主導する持続可能な開発を促進する国際パートナーシッププログラム「One Planet Network (旧称 10YFP)」の採択プログラムである Consumer Information プログラムの支援プロジェクトに公募し、採用されたことで2017年から検討が開始された。2020年には、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)の準会員として加盟し、2021年1月に「乳製品」基準の制定をもって、正式に制度が開始された。同年7月には「紅茶」基準が制定され、8月には乳製品、10月には紅茶基準の初めての認定製品が誕生した。また、2021年のGEN年次総会にて、正会員として承認された。今後、精米のほか、塗料や接着タイル、コーティング・研磨剤、屋根用防水材など、建設分野における化学製品に着目した品目の基準開発を検討している。2022年3月現在、認証取得事業者数は2社となっている。



エコラベル・スリランカ(タイプ I 環境ラベル)

運営機関である NCPC スリランカは、UNEP- UNIDO (国際連合工業開発機関)クリーナープロダクション⁴⁷プログラムのもと、2002年に UNIDO によって設立され、最初の13年間は UNIDO からの資金援助のもと運営された。その後、セイロン全国工業会議所(Ceylon National Chamber of Industries (CNCI))及び全国輸出事業者商工会議所(National Chamber of Exporters (NCE))の支援のもと、NCPC スリランカは非営利法人化され、現在では環境ラベル制度のほかに、クリーナープロダクション実現に向けたコンサルティングサービス、各種環境規格の認定、環境に資する人材の育成事業など環境をキーワードとして事業を展開している。また、Sri Lanka Accreditation Board (SLAB)によって要員認証機関の認定規格である ISO17024 の認定も受けている。NCPC スリランカは、政府から独立した機関であるものの、理事会には産業省や環境省などの政府機関のほか、モラトゥワ大学、セイロン全国工業会議所、全国輸出事業者商工会議所などの代表者が指名され、ガバナンスが構築されている。

⁴⁶ <https://www.ncpcsrilanka.org/>

⁴⁷ 製品の製造工程において、人や環境へのリスクを低減することを目指し、継続的に資源消費量の削減や環境を汚染する廃棄物の発生を抑制する生産技術の考え方。

(2) 認証プロセス

エコラベル・スリランカの製品認証プロセスは以下の通りである。

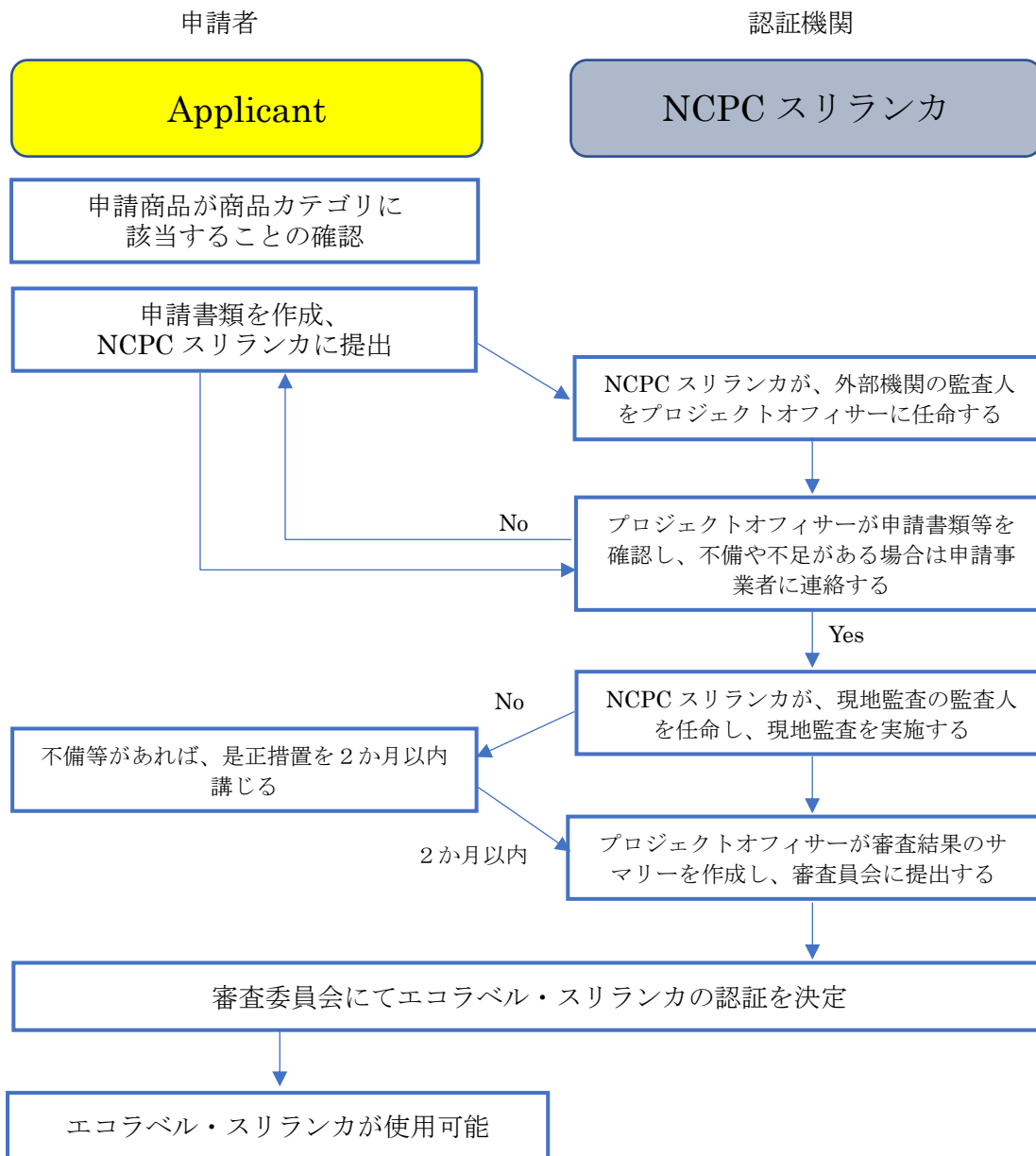


図 2-3-1. エコラベル・スリランカ認証プロセス

(3) 申請手続きの詳細

① 認証基準

最初のステップとして、申請検討商品に関する認証基準が存在するかどうかを確認する必要がある。認定基準書や申請書、各種規定等は NCPC スリランカのエコラベル・スリランカページ⁴⁸で確認することができる。

⁴⁸ <https://www.ncpcsrilanka.org/eco-labeling/>

②申請書

エコラベル・スリランカの認証登録申請に必要な書類は下記の通りである。申請に当たっては法令順守が求められる。

1. 申請書(FM-EL-01)
2. 申込者情報登録書(FM-EL-02)
3. 申請製品の認定基準の証明に関する書類及び補足資料
 - 申請事業者のビジネスライセンスと登録証明書の両方またはいずれか一方
 - 製造事業者の代わりに認定審査を受ける製品の申請委任状(製造事業者の代わりに事業者が申請する場合)：1通
 - 申請製品の対象範囲を示した書類：1通
 - 製造、包装、回収、生産地に関する情報も含めた申請事業者の企業概要を示した書類：1通
 - 事業所の所在地を示した書類：1通
 - 現地監査報告書及び当地の環境推薦書
 - 製造事業者からの認定基準適合宣言書：1通
 - 製品概要書及び写真
 - 12か月未満に実施した試験結果や技術レポート、認定証、もしくはどれか一方
 - 申請料の支払い

【申請書の提出先】

66/1, Dewala Road, Nugegoda, Sri Lanka E-mail : arjeewaniupendra@gmail.com 電話: (94) 76 3162 454 電話 : (94) 112 822 272 Fax: (94) 112 822 274

③認証審査

認証審査の責任機関は NCPC スリランカであるが、審査に係る一連のやり取りは NCPC スリランカがプロジェクトオフィサーとして任命する外部機関の専門家が行う。また、現地監査についても同様に外部機関に委託して行われるが、NCPC スリランカ職員が関わることもあり、申請事業者との日程調整は NCPC スリランカが行う。現地監査チームは、手順に従い認証基準との適合状況を提出申請書類とともにチェックし、評価レポートは申請事業者にも共有される。認証基準に係る不備等が指摘された場合は、申請事業者は2か月以内に是正措置を講じることが求められる。ただし、NCPC スリランカとの協議によって、その是正期間は最大6か月まで延長可能となっている。プロジェクトオフィサーは、現地監査の評価レポートの結果を受けて、申請製品に関する適合状況をまとめたサマリーを作成し、そのサマリーが審査委員会で諮られ、適合と判断されれば認定となる。また、認証の有効期間は3年間である。

④認証期間の更新(再審査)

エコラベル・スリランカの再審査の手続きは、最初の認証取得時と同じである。申請書(FM-EL-01)及び申込者情報登録書(FM-EL-02)とともに申請製品の認定基準の証明に関する書類及び補足資料の提出が必要である。

再審査の申請は、原則、認証期間が終了する4か月前までにその意向を示さなければならない。

⑤定期報告及び監査

NCPC スリランカは、全ての認証製品に対して1年に一度、年次調査を実施する。認証製品を保有する事業者が、認証基準の基準要件への適合を確認・管理しているかをチェックするものである。NCPC スリランカより任命されたプロジェクトオフィサーから、年次調査実施3か月前までに訪問日調整の連絡があり、年次調査の内容は認証取得時の現地監査に近いものとなっている。

(4) 料金

※1 LKR = 0.56 円 2021 年 12 月 8 日現在

① 申請料

- ✓ 申請料 : LKR 50,000 (約 28,000 円)
- ✓ 既認証商品への追加料 : LKR 30,000 (約 17,000 円)

② 審査料 : LKR 15,000 /人日 (約 8,400 円) ※監査員の交通費、必要に応じて発生する宿泊費等の費用は別途請求

③ 年間使用料 : LKR 190,000 (約 106,500 円)

④ 年次調査料 : LKR 15,000 /人日 (約 8,400 円) ※監査員の交通費、必要に応じて発生する宿泊費等の費用は別途請求

⑤ 再審査料 : LKR 15,000 /人日 (約 8,400 円) ※監査員の交通費、必要に応じて発生する宿泊費等の費用は別途請求

⑥ 認証書発行料(2枚目より) LKR 5,000 (約 2,800 円)

3) スリランカ GPP

(1) GPP 制度概要

表 2-3-2. スリランカ GPP 状況

GPP 規定法規	<ul style="list-style-type: none"> • 国家調達ポリシー(2022年承認見込み) • 調達ガイドライン 2019 (未承認) 		
所管官庁	スリランカ環境省 *公共調達の所管はスリランカ財務省	GPP 義務・推奨	義務(見込み)
対象品目の設定	なし	GPP 基準	なし
環境ラベルの活用	活用見込み	活用環境ラベル名	不明
WTO 加盟	加盟(1995年)	WTO GPA	オブザーバー国

スリランカにおいて GPP や SPP を規定する法律や規則はないものの、スリランカ環境省及び

スリランカ財務省の主導で「国家グリーン調達ポリシー」の策定が進められている。GPP のコンセプト自体は 2012 年に提言され、同年に内閣によって国家調達ポリシーの作成について承認がなされたものの、いまだ正式にはその作業が完了していない。当初、スリランカ環境省が国家調達ポリシーの作成を主導していたが、後述する 2015 年に組織された「国家調達委員会(National Procurement Commission: NPC)」に引き継がれ、2020 年に同機関が解散するまで作業が進められ、現在はスリランカ環境省が作業を担当している。2022 年 1 月 15 日までパブリックコメント募集のため、ドラフトが公開されていた。2021 年 10 月に開催された UNEP 主催ウェビナーにて講演したスリランカ環境省担当者によると、2021 年中での公布を想定しているとの発言があったものの、パブリックコメントを募集中であったため、2022 年中の制定が期待される。2022 年 3 月現在、未だ確認できておらず、その動向が注目される。また、この国家調達ポリシーでは、省庁などの中央政府のほか地方政府、政府関連組織を含むすべての公的機関に、このポリシーを採用することが義務づけているとの発言があった。スリランカ環境省及び財務省が GPP 導入に向けた主要官庁としての役割を担い、スリランカ環境省内に GPP 導入に係る事務局が設置されたほか、スリランカ環境省は後述するエコラベルフレームワークを主導する役割を担っているという。一方、公共調達を所管しているスリランカ財務省は、この国家グリーン調達ポリシーを各種調達ガイドラインに反映させることが求められている。

しかし、国家グリーン調達ポリシーはなお公布されていないものの、国家調達委員会が主導し、スリランカ財務省が 2019 年 10 月に公表した「調達ガイドライン 2019⁴⁹⁾」では、GPP の推進とともに環境ラベルの活用が盛り込まれている。この調達ガイドライン 2019 は、2006 年の「物品、役務における調達ガイドライン⁵⁰⁾」やその他の調達ガイドラインを置き換える位置付けであるが、調達ガイドライン 2019 は議会の承認を得られず、施行に至っていない。また、この調達ガイドラインの改定を担当し、2015 年 5 月に第 19 次憲法改正により立ち上げられた国家調達委員会が、2020 年 10 月の第 20 次憲法改正によって解散したことも影響していると考えられる。独立した機関である国家調達委員会の立ち上げにより、公共調達の所管はスリランカ財務省から一時国家調達委員会に移管されたものの、2020 年の解散によって再度スリランカ財務省が所管官庁となった。なおスリランカには、公共調達の一般規則を定める法規も制定されておらず、複数の調達ガイドラインが実質的な法的拘束力を有したうえで公共調達が行われているため、調達ガイドライン 2019 が施行されれば、スリランカの公的機関は GPP 方針を導入することが義務付けられることになる。調達ガイドライン 2019 が未承認のため、現在スリランカの公共調達は、前述の 2006 年の「物品、役務における調達ガイドライン」とその他の調達ガイドラインとこれらの調達ガイドラインの下位文書にあたり、具体的な手続きを記した「調達マニュアル 2006⁵¹⁾」に基づき行われている。また、この調達マニュアル 2006 の改定版「物品、役務、サービス及び情報システムに関する調達マニュアル 2018(調達マニュアル 2018)⁵²⁾」が公表されているものの、前述の通り、調

⁴⁹⁾ http://www.documents.gov.lk/files/egz/2019/10/2144-68_E.pdf?fbclid=IwAR2D8v8P4TxwF_mysEewuSDo17C4AA-7Tli14YX6RPu-uE00XcfXqy30S4U

⁵⁰⁾ https://www.treasury.gov.lk/documents/procurement/ProcurementGuidelines2006_amded12June.pdf

⁵¹⁾ <https://www.treasury.gov.lk/api/file/a4b1de27-1848-409b-9551-14df3e441533>

⁵²⁾ <https://pdf4pro.com/fullscreen/procurement-manual-201-8-nprocom-gov-lk-5bb4e3.html>

調達ガイドライン 2019 は議会未承認となったままであるため、その実効性は不明となっている。この調達マニュアル 2018 には、GPP 基準策定の優先品目及び基準内容の指針が示されており、GPP 基準の策定は省庁間専門委員会 (Interagency expert committee on Green Public Procurement (IAEC – GP)) が担うこととなっている。

欧州委員会(EC)が主導するアジア地域の持続可能な消費と生産(SCP)への転換を支援するプログラム「Switch Asia」のもと、「スリランカ SCP 国家ポリシー⁵³」を 2019 年に制定した。このポリシーでは、SPP 普及に係る法的枠組みの構築を 2021 年までに実現すると言及している。また、EC はこの Switch Asia プログラムのもと、国家調達ポリシーの技術支援も行っている。

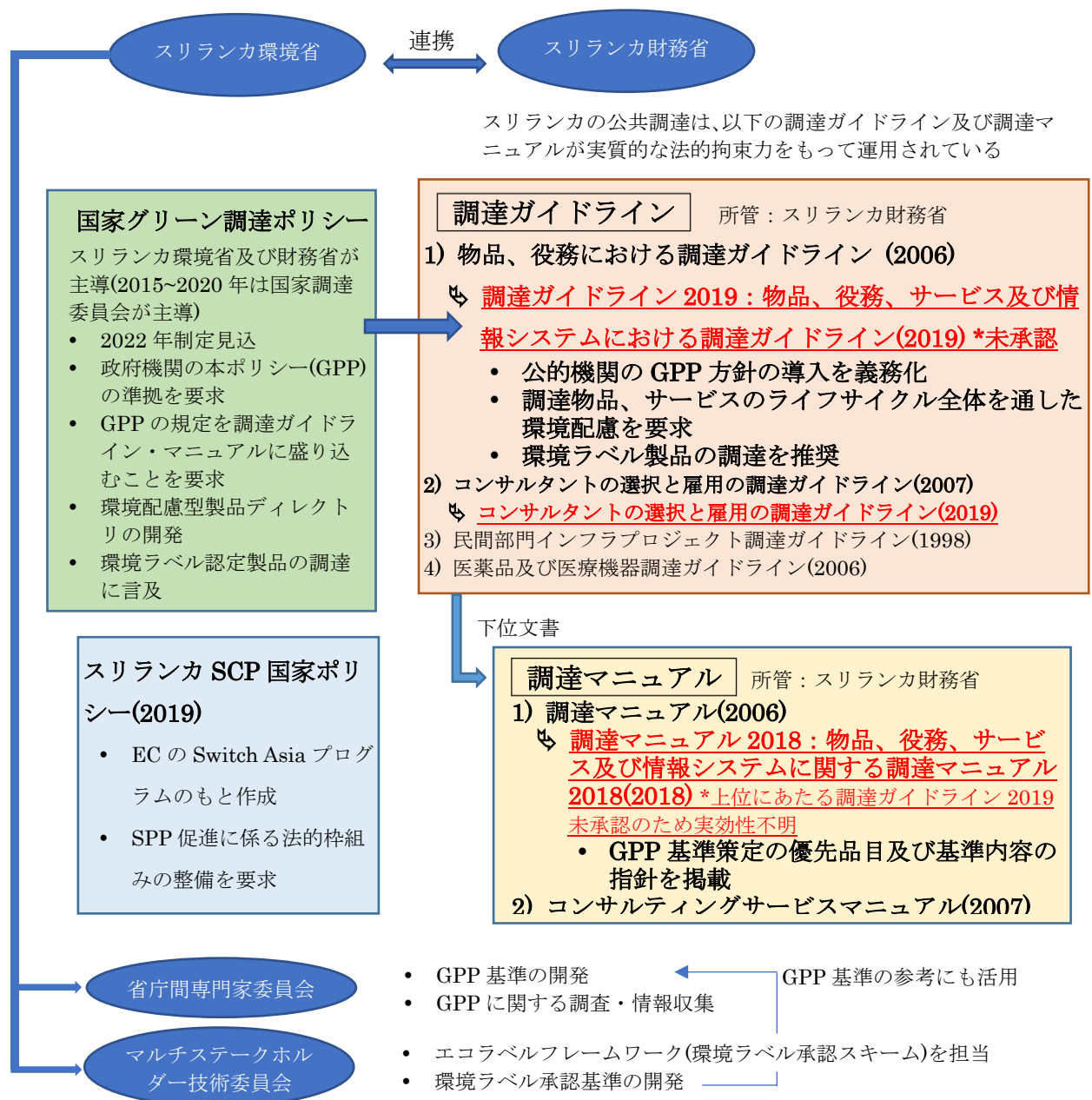


図 2-3-2：スリランカの公共調達の法的枠組み

⁵³ http://env.gov.lk/web/images/downloads/policies/scp_policy.pdf

(2) GPP に活用される環境ラベル

スリランカ環境省では、市場に存在している環境ラベルや認証制度を GPP に活用し、調達担当者がより容易に環境配慮型製品・サービスを調達できるよう、信頼性の高い制度の承認スキーム(またはエコラベルフレームワーク)の構築を進めている。その一環でマルチステークホルダー技術委員会(Multi-Stakeholder Technical Committee: MSTC)が組織され、エコラベルフレームワークに係る実務を担当することとなっている。2021年10月現在、市場調査を実施している段階で、既存の環境ラベル等の認証制度の制度や基準に関する情報収集に努めており、この調査結果をもとに本スキームに承認されるための基準が策定される。また、この基準が GPP 基準策定の参考にもされる見込みである。本スキームへの承認を希望する各制度の担当者は、申請書を担当の評価及びモニタリング委員会(EMC)に提出し、基準に適合すると判断された制度にはレコメンデーションが与えられる。その後、そのレコメンデーションをもとに環境省から承認が付与され、承認となった制度の認証製品はデータベースに掲載されることとなる。そして、調達担当者はこのデータベースに掲載されている商品を調達することで、容易に環境配慮型製品を特定できるようになることが期待されている。

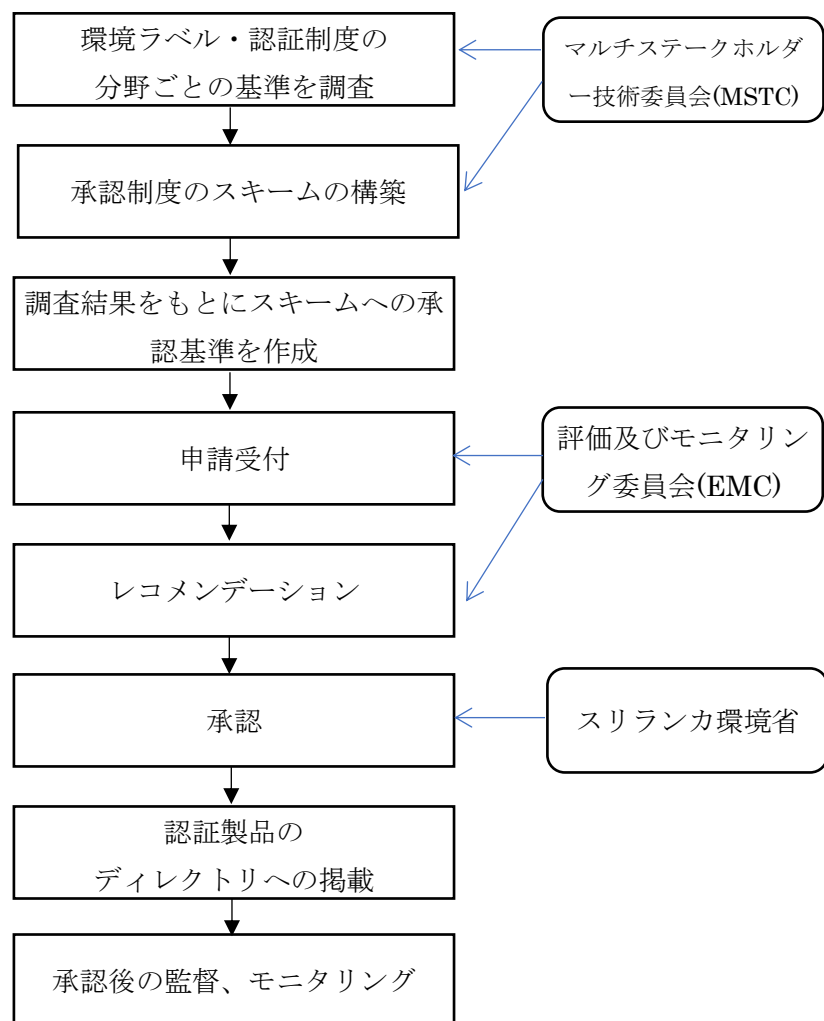


図 2-3-3 : 環境ラベル等認証制度の承認スキーム

2-3-3 オンライン会議

1) NCPC スリランカとの第一回オンライン会議

[日時]	2021年10月6日(水) 13:30~15:40、(10:00~12:10 ※コロンボ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none">• Mr. Gamini Gunasekara (Chairman, NCPC Sri Lanka)• Eng. Samantha Kumarasena (CEO, NCPC Sri Lanka)• Ms. Upendra Arjeewani (Senior RECP Expert, NCPC Sri Lanka) <hr/> <ul style="list-style-type: none">• 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 田中 裕涼• 同 環境専門調査員 吉見 光明• 同 環境専門調査員 二宮 弘道• 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志• 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
言語	日-シンハラ語逐次通訳

(1) 協議概要

新規グリーン公共調達支援国としてスリランカを選定し、スリランカのタイプ I 環境ラベル「エコラベル・スリランカ」を運営する NCPC スリランカと次年度以降の技術協力について協議するキックオフミーティングを行った。NCPC スリランカは、2020年にタイプ I 環境ラベルの国際ネットワーク組織である世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)に準会員として加盟し、当該制度が開始されたばかりであるため、制度概要をはじめ、制度を取り巻く課題や今後の展望のほか、GPP の現状について、スリランカの現状を把握することを本会議の目的とした。日本側からも、環境ラベル及び GPP 制度の概要や技術支援の背景について紹介し、意見交換を実施した。

(2) 協議内容

①NCPC スリランカについて

NCPC スリランカの Chairman である Mr. Gamini Gunasekara より、挨拶とともに NCPC スリランカについてスライドを用いて説明がなされた。主な内容は以下の通りである。

- NCPC スリランカは、UNEP- UNIDO (国際連合工業開発機関) クリーナープロダクションプログラムのもと、2002年に UNIDO によって設立され、最初の13年間は UNIDO からの資金援助のもと運営されていた。
- その後、セイロン全国工業会議所(Ceylon National Chamber of Industries (CNCI))及び全国輸出事業者商工会議所(National Chamber of Exporters (NCE))の支援のもと、NCPC スリランカは非営利法人化した。
- NCPC スリランカは、政府から独立した運営であるものの、理事会には産業省や環境省などの政府機関のほか、モラトゥワ大学、セイロン全国工業会議所、全国輸出事業者商工会議所などの代表者が指名されている。
- NCPC スリランカは、Climate Technology Centre and Network (CTCN)のメンバーやタイプ

I 環境ラベルの国際ネットワーク組織である GEN の準会員であり、ISO9001 を取得している。

- NCPC スリランカは、Sri Lanka Sustainable Energy Authority のもと省エネ監査及びエネルギーマネージャーのトレーニングを担う認定を受けているほか、Sri Lanka Accreditation Board (SLAB)によって要員認証機関の認定規格である ISO17024 の認定も受けている。さらに、温室効果ガス妥当性確認・検証機関の認定も取得している。

②日本の GPP 制度、エコマーク制度の紹介及び本プロジェクトの概要説明

エコマーク事務局の小林より、日本の GPP 制度及びエコマーク制度の概要を説明した。また、本プロジェクトの概要説明として、地球規模での環境問題の対策のためには特に地域レベルでの連携が必要であり、アジアに位置する日本ではアジア地域の協力が不可欠であると説明した。特に、GPP や環境ラベルの基準の調和化を図り、同地域において環境配慮型製品の流通を促進することで地域の持続可能な発展につなげたいことが本技術支援の背景であると紹介した。

③エコラベル・スリランカについて

続いて、NCPC スリランカの CEO である Mr. Samantha Kumarasena より、エコラベル・スリランカの説明があった。

- エコラベル制度は、UNEP の One Planet Network (旧称 10YFP)の採択プログラムである Consumer Information Programme のグローバルプロジェクト “Strengthening SCP through improving accessibility to information”の “Promoting SCP in Sri Lanka through facilitating accessibility to information”プロジェクトに応募し、2017 年から 2 年間のプロジェクトとして検討がスタートした。
- 2018 年には、環境ラベル制度立ち上げに関するキャパシティビルディングとしてトレーニングセミナーを開催し、UNEP のほか日本のエコマーク事務局、タイのタイ環境研究所から講師を招いた。
- エコラベル・スリランカは、ISO14024:2018 に準拠する形で制度が構築され、ロゴや認定証など日本等のアドバイスを受けて作成したところである。
- NCPC スリランカの理事が、エコラベル制度の管理協議会の役割も兼ねており、毎月 1 度開催され、申請案件の審査が行われる。
- 最初に取り組む優先カテゴリとして、2015 年~2019 年に EU Switch-Asia の援助で行われたプロジェクトにて、デイリー製品(乳製品)、紅茶、精米が選定された。
- 最初に策定に取り掛かった品目はデイリー製品(乳製品)で、畜産・農村開発省や環境省、消費生活関連機関の政府機関に加え、大学や業界団体、民間企業の専門家からなる会議にて基準が策定され、管理協議会によって承認された。紅茶や精米も同様のプロセスで策定された。
- 現在は、塗料や接着タイル、コーティング・研磨剤、屋根用防水材など、建設分野における化学製品に着目した品目の基準開発を検討している。
- GEN には、準会員として 2020 年に加盟が承認された。

- 産業界に向けてエコラベル・スリランカの関心を高めるため、乳製品と紅茶を対象とした CEO フォーラムを開催し、エコラベル・スリランカの紹介を行った。
- 消費者への普及も大きな課題の一つであり、スーパーマーケットチェーンなどを対象に説明会を行ったほか、2021年6月にはタイプ I 環境ラベル運営機関である日本エコマーク、ロシア Ecological Union の専門家を招いたウェビナーを開催し、約 400 名の参加があった。
- エコラベル・スリランカの 2020-2025 アクションプランを定めており、主な内容は以下である。
 - ◇ GEN の正会員への昇格や SLAB 認定の取得など、国内外問わず環境ラベルの普及を促進する。
 - ◇ 国内及び国際機関との協力体制を拡大及び強化し、スリランカ国外に対してもエコラベル・スリランカの普及に努める。
 - ◇ 市場や製造事業者に対して GPP に関する導入準備を促進し、GPP 政策を後押しする。
 - ◇ 繊維製品、電子機器、化学製品、ゴム製製品、農産物製品など新しい分野に対象カテゴリを拡大する。
 - ◇ より多くの事業者に認定を取得してもらい、認定数の増加を図る。
 - ◇ 環境ラベル制度に関わる人材のキャパシティビルディングを行う。
- 制度検討開始から 4 年が経過し、コロナによる影響はあるものの、計画はおおむね順調に推移している。しかし、既存の 3 分野において認定製品がないものもあり、特に紅茶分野でも市場としては 600 社ほどあるため、認知度を高め、より多くの認定製品が誕生するよう、日本などから協力いただき取り組んでいきたい。

<質疑応答>

日本) エコラベル・スリランカの普及で、最も課題に感じていることは何か。また、国民にとって最も影響力の大きいメディアは何か。

→スリランカ) 一つ目は産業界に対してどのようにエコラベル・スリランカのメリットを伝えるか、二つ目は消費者への普及である。マスメディアのなかではテレビが最も効果的だが、テレビ等のマスメディアは費用がかかるため難しい。GEN の正会員への昇格や国際的なプレゼンスを高めることなどを進めていきたい。

日本) GPP の所管官庁はどこか。また、GPP ポリシーを検討中とのことだが、いつ頃を目途に進められているか。また、法律なのか、ガイドラインとなるのか。

→スリランカ) GPP は環境省が所管である。政策として法律ではなく、ポリシーとなる見込みである。ただし、GPP ポリシーが制定されるためには、予算を所管している中央銀行や財務省の承認が必要で、それが制定の遅れている理由でもある。2015 年まで政府機関として一括購入する別機関があったが、2020 年の法律改正によりなくなった。

日本) スリランカ環境省も本技術協力に参加して、日本の経験を共有することはメリットとなるか。

→スリランカ) 環境省の責任者がよく変わり、方針も変わってしまうため、環境省が参加することはよいが、まだ優先的に実行することではないと考えている。GPP は政府機関が携わるもので政治が関わってくる。エコラベル・スリランカであれば、独立した機関である NCPCL スリランカが運営しているため、制度の立ち上げから開始までがスムーズに進んできた要因である。まずは、エコラベル・スリランカに注力し、その後、GPP の取組が進めばよいと考えている。

(3) まとめ

次年度以降の技術協力に向けた次回協議の進め方について

- ✓ 第一回協議は、まずは両国の顔合わせともにお互いの制度を理解するキックオフミーティングとした。
- ✓ 次回協議では、日本側から技術支援の具体的事例を共有する。
- ✓ スリランカ側からは、日本側に期待する技術支援内容を検討し、日本側と協議を行い、次年度以降の技術協力についての合意を目指す。



- ✓ 会議の様子((公財)日本環境協会会議室)

2) NCPC スリランカとの第二回オンライン会議

[日時]	2021年11月9日(火) 13:30~14:50、(10:00~11:20 ※コロンボ時間)
[場所]	オンライン会議
[出席者] ※敬称略	<ul style="list-style-type: none"> • Mr. Gamini Gunasekara (Chairman, NCPC Sri Lanka) • Eng. Samantha Kumarasena (CEO, NCPC Sri Lanka) • Ms. Upendra Arjeewani (Senior RECP Expert, NCPC Sri Lanka) <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> • 環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 田中 裕涼 • 同 環境専門調査員 吉見 光明 • 同 環境専門調査員 二宮 弘道 • 公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局 事業部長 藤崎 隆志 • 同 事業推進課 課長代理 小林 弘幸
言語	日-英語逐次通訳

(1) 協議概要

10月6日に実施した第一回日スリランカ会議にてスリランカ側のタイプ I 環境ラベル及び GPP 制度の概要について把握した。第二回日スリランカ会議では、その第一回会議の内容を踏まえて、日本側から過年度までに実施した技術支援の具体的事例を共有するとともに、スリランカ側より日本に希望する技術支援内容について紹介され、次年度以降の具体的な技術協力内容について協議を行った。

(2) 協議内容

①日本の技術協力の実績について

エコマーク事務局の小林より、日本側が提供できる技術協力の事例として、過年度までベトナムに対して実施していた技術協力について、具体的な支援内容を紹介した。主な内容は以下の通りである。

- 実施期間についてベトナムでは3年間に亘り技術協力を提供したが、複数年事業として計画、実行したのではなく、単年度毎に技術協力内容を協議したうえで取組を行った。スリランカに対しても同様である。
- ベトナムのタイプ I 環境ラベル「ベトナム・グリーンラベル」の技術委員会に提出する基準案のもととなる基準原案を作成した(ホテル、レストラン)。
- 基準内容をベトナムの実情に照らし合わせるため、訪越して現地企業にヒアリングを実施した。
- キャパシティビルディングとして、ベトナム天然資源環境省の職員に対して環境ラベル及び GPP の知見共有を行ったとともに、数名を日本に招待し、エコマーク認定製品を保有し、先進的な取組を展開している事業者やリサイクル工場、GPP を積極的に実施している地方自治体を訪問した。

②NCPC スリランカからの技術協力内容の提案

NCPC スリランカの Eng. Samantha Kumarasena より、日本の技術協力の実績をもとに作成した支援依頼内容案が紹介された。主な内容は以下の通りである。

Activity 1：ホテル、レストラン分野の基準原案の作成

- ホテルやレストランに代表される観光業はスリランカの重要産業の一つであり、その重要産業が環境ラベルに取り組むことは影響が大きく、非常に有益だと考えている。

Activity 2：基準原案を議論する専門家会議の主導

- ベトナムで実施したアプローチと同じく、日本には基準原案を作成してもらったのち、スリランカの実情に調整してもらうべく関連機関との議論を主導してもらいたい。はじめはオンライン会議での開催が想定されるが、スリランカ観光庁や観光局、環境省、ホテル業界団体など関連ステークホルダーを招いた会議を実施したいと考えている。

Activity 3：訪スリランカでの活動

- 政府機関や関連ステークホルダーの担当者を招いたハイレベルフォーラムを開催し、環境ラベル及び GPP の認知度向上に向けた知見共有をお願いしたい。
- 先日、UNEP 主催のウェビナーにて、スリランカ環境省が GPP の進捗を紹介した。GPP の政策導入に向けて環境ラベルの活用に言及しており、GPP と環境ラベルの効果的な運用に向けての課題特定や活用手法等についても情報提供ができるとよい。
- このハイレベルフォーラムやパブリックコメントの意見をもとに、基準案の最終的な取りまとめを行う。
- 基準制定後、ホテルやレストランの経営レベルの担当者を招いたフォーラムを開催し、認定取得に向けた働きかけを行うとともに、パイロットプロジェクトとしていくつかの希望企業に対する審査方法の補助も依頼したい。

Activity 4：ホテル・レストラン基準をはじめとしたエコラベル・スリランカのプロモーションキャンペーンの実施

- 環境ラベルや GPP はスリランカでは新しい概念、取組であるため、普及活動が重要であると考えている。
- 本プロジェクトの成功事例をビデオに取りまとめ、ホテルやレストラン業界に向けたプロモーションとして活用したい。
- 前回の会議で少し触れたように、テレビやラジオ等のメディアを活用した普及活動が効果的である。以前、国営メディアで広告枠を購入して、プロモーションを展開した実績もあり、可能であればこれらのメディアを活用した取組を行いたい。
- その他には、パンフレットやポスター等の印刷物を用いた普及活動も視野に入れている。

Activity 5：キャパシティビルディング

- キャパシティビルディングとして、環境ラベルや GPP の日本の取組を学ぶ訪日研修を希望する。訪日研修の機会と成果をエコラベル・スリランカやスリランカ GPP に最大限反映させるため、NCPC スリランカのスタッフのほか、政府関係者、業界の代表者も訪日研修の対象としてもらいたい。

- 特に事業者も対象とすることで、訪日研修がエコラベル・スリランカ取得に向けた動機付けやインセンティブになることが期待される。

その他の Activity : エコラベル・スリランカとエコマークの相互認証の推進

- 複写機などの電子機器は日本からスリランカに多く輸入販売されている品目であり、相互認証の締結を機会により多くの環境配慮型の電子機器が普及するとよい。(事務局注: 現在、エコラベル・スリランカでは複写機などの電子機器基準は制定されていない)

技術協力提案タイムテーブル

Activity	Timeline
Activity 1 : ホテル、レストラン分野の基準原案の作成	3月/4月 2022
Activity 2 : 基準原案を議論する専門家会議の主導	5月/6月 2022
Activity 3 : 訪スリランカでの活動	6月 2022
Activity 4 : ホテル・レストラン基準をはじめとしたエコラベル・スリランカのプロモーションキャンペーンの実施	9月/10月 2022
Activity 5 : キャパシティビルディング	3月/4月 2022
その他の Activity : エコラベル・スリランカとエコマークの相互認証の推進	1月 2022

Phase 2 - Year 2023		
Activity	Work Areas	Timeline (2023)
環境ラベル基準策定(文具、清掃用品等)	エコマーク事務局の支援のもとでの基準原案作成	3月 2022
日本の知見共有	環境ラベル基準策定に係る専門家委員会の運営方法	4月/5月 2022
	環境ラベル及び GPP の更なる普及を目指したスリランカでのハイレベルステークホルダー会議の開催(日本主導)	5月/6月 2022
キャパシティビルディング	訪日研修への参加	6月/7月 2022

< 質疑応答 >

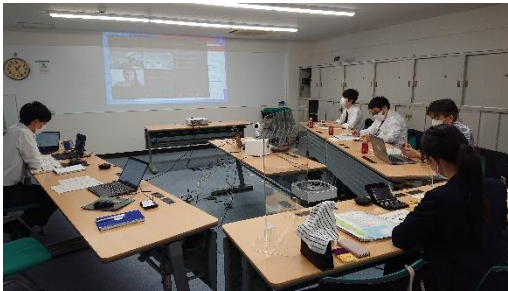
日本) 提案内容は期待以上であり、日本側でどの提案内容であれば技術協力を盛り込めるか検討していきたい。

日本) タイムラインについて、日本の会計年度は4月始まりであるため、提案タイムラインについては調整が必要である。

→スリランカ) 提案タイムラインはあくまでも希望であり、フレキシブルな対応が可能である。

(3) まとめ

- ✓ NCPC スリランカの提案内容を日本側で精査し、2022年1月もしくは2月を目途に回答する。



会議の様子((公財)日本環境協会会議室)

2-1-4 今後の展開

本年度は、スリランカのタイプ I 環境ラベル「エコラベル・スリランカ」を運営している NCPC スリランカとオンライン会議を二度開催し、同制度の現状と課題、計画のほかスリランカにおける GPP 制度の導入に向けた最新動向の把握に努めた。

エコラベル・スリランカは 2021 年 1 月に正式に開始されたばかりであり、国際ネットワーク組織である GEN に 2020 年に準会員として加盟したのち、翌 2021 年に正会員に昇格したところである。2022 年 3 月現在、2 基準のみ策定されており、認証取得事業者数も 2 社と発展途上の段階である。そのため、NCPC スリランカからは特に基準策定への知見共有と事業者への広報活動への技術支援を望む声が挙がった。特に基準策定については、対象とする品目に応じて専門知識が求められるとともに、将来的な他国のタイプ I 環境ラベルとの相互認証を見据えて国際的な規格や試験方法などと整合する必要があると、2022 年 3 月時点で 71 の基準を策定し、10 機関と相互認証協定を締結しているエコマーク事務局に対して、NCPC スリランカが不足しているこれらの経験の共有を強く希望する形となった。一方、NCPC スリランカではクリーナープロダクションのコンサルティングサービスや各種環境マネジメント認証業務、環境人材育成事業等も展開していることから、環境関連事業を運営する素地が整っていることが大きな強みである。また、エコラベル・スリランカの基準策定プロセスや認証プロセスなど、スリランカ環境省のほか業界団体などの産業界が広く関わる制度構造となっていることに加え、本制度の各規定が明文化されるなど、他のアジア地域の環境ラベル制度と比較しても、制度設計の面でレベルが高いこともわかった。そのため、適切な技術支援を提供することで飛躍的な成長が期待できることから、NCPC スリランカへの技術支援には大きな意味がある。また、スリランカでは二つある公用語の連結語として英語が採用されており、英語でのコミュニケーションに問題がない点も他の ASEAN 諸国と比べて業務を容易に展開できるといったメリットもある。

基準策定を要請する具体的な品目として、ホテル及びレストランが挙げられた。観光業が主要産業の一つであるスリランカにとって国際的な環境意識の高まりを反映させやすい分野で効果的であるものの、需要面から環境ラベルやグリーン製品、グリーンサービスの経済を刺激することが重要である。そのためにも、GPP の早期導入は必要不可欠であり、GPP の制度設計に環境ラベルを適切に組み込むことができれば、環境ラベルへの需要を飛躍的に高めることが期待される。NCPC スリランカを通して、スリランカの GPP 導入を主導しているスリランカ環境省に働きかけることはもちろん、国等の公的機関が調達することが多く、かつ日本の事業者が高い環境技術を持つ文具や電子機器などの分野の環境ラベル基準も早期に策定することが望まれる。次年度以降は、ホテル及びレストラン基準の策定支援に取り組むとともに、その翌年度以降の取組として日本の強みである分野の基準策定と GPP を所管するスリランカ環境省に向けたアプローチを展開するための足掛かりとしたい。